

第4章 国特別史跡の整備と調査

第1節 新たな尖石考古館の建設と史跡整備

1. 尖石考古館の移転と新築

昭和30(1955)年11月2日に尖石考古館は、「尖石遺跡遺物収蔵庫」として建設され遺物の保管、展示を担ってきていた。考古館では展示の充実を図ると共に、昭和34(1959)年の東京伊勢丹百貨店での縄文土器展を最初に、昭和35(1960)年には大阪大丸百貨店での縄文土器展、昭和38(1963)年サントリー美術館縄文土器展、名古屋松坂屋百貨店縄文土器展、昭和39(1964)年東京国立博物館での東京オリンピック大会美術展と度重なる展覧会への土器等の出展などを通して、多くの人が縄文土器に注目し昭和35年花道小原流家元小原豊雲との生花と縄文土器の展示、写真家土門 拳の土器撮影、昭和36(1961)年陶芸家バーナード・リーチ、浜田庄司の訪問など美術界に於いても縄文が脚光を浴びてきていることがわかる。

このような縄文土器の社会的認知度の高まりを示すように、下記に示した入館者数の推移を見ると入館者が徐々に増加傾向を示している。

特に中央線の電化やビナスラインの開通等観光環境が整ってきた昭和40年代以降入館者数が1万人を超え、昭和44年度には2万人を超える入館者が考古館を訪れている。

この昭和44年度以降の急激な入館者の増加要因は、団体客の増加であり、小中学生の社会科学習の場としての利用が年々増加し、特に昭和45年度以降関東・東海・関西方面からの修学旅行の団体の増加が著しく、また、大人個人も徐々に増加傾向となっており、尖石考古館が茅野市の観光施設と大きな役割を果たしていたことがわかる。このような観光客の増加に伴って館が手狭になってきていた。併せて市内大規模遺跡

年 度	観覧者人員 総 数	観覧者の内訳						無料入館者	
		個 人		団 体		計		大 人	小 人
		大 人	小 人	大 人	小 人	大 人	小 人		
昭和30年度 (11~3月)	1,465					529	872		
昭和31年度	4,194	721	92	1,111	1,923	1,832	2,015	66	281
昭和32年度	7,180	839	190	2,062	3,353	2,901	3,543	203	533
昭和33年度	7,142	740	116	1,461	4,076	2,201	4,192	122	627
昭和34年度	6,472	632	38	1,761	3,214	2,393	3,252	206	621
昭和35年度	7,395	735	68	1,547	4,265	2,282	4,333	199	581
昭和36年度	8,834	816	124	1,131	6,040	1,947	6,164	161	562
昭和37年度	9,432	895	100	2,465	5,314	3,360	5,414	255	403
昭和38年度	10,074	881	195	3,058	5,003	3,939	5,198	316	621
昭和39年度	8,607	800	204	1,906	4,955	2,706	5,159	281	461
昭和40年度	10,789	1,463	241	3,120	5,325	4,583	5,566	116	524
昭和41年度	16,400	2,167	281	5,347	8,036	7,514	8,317	201	368
昭和42年度	15,881	2,283	241	4,335	8,378	6,618	8,619	165	479
昭和43年度	17,937	2,498	291	5,602	9,077	8,100	9,368	121	348
昭和44年度	22,406	3,452	516	8,727	8,974	12,179	9,490	171	566
昭和45年度	23,421	4,612	548	6,692	10,863	11,304	11,411	362	344
昭和46年度	24,271	5,394	889	7,332	10,208	12,726	11,097	136	312
昭和47年度	25,238	5,424	873	6,965	11,360	12,389	12,233	254	362

第14表 尖石考古館入館者数の推移

第4章 国特別史跡の整備と調査

の発掘調査に伴う収蔵資料の増加もあり、新たな考古館の建設が望まれていた。

このような現状を踏まえ昭和53(1978)年・54(1979)年の2箇年に亘って新たな尖石時考古館が、尖石遺跡と与助尾根遺跡に挟まれ隣接する東嶽4734-4901・3822・132に移転新築されることとなり、昭和54年7月2日に竣工した。建物は横浜国立大学河合正一教授が基本設計を行い、鉄筋コンクリート平屋建(一部二階)、展示室337m²、資料室84m²、講義室59m²、作業室48m²、事務所25m²、研究室37m²、応接室28m²、保管庫33m²、その他278.54m²、合計929.54m²が建設され尖石遺跡、与助尾根遺跡を中心に市内遺跡の遺物展示を行う考古館として新築された。

このような南大塩区集落内からの考古館移転に伴い、史跡の保護と活用についても議論され考古館周辺的环境整備、与助尾根遺跡一帯の追加指定、史蹟公園計画の策定、史跡の公有化について取り組んでもらいたいとの要望が地元、議会等から挙がるようになってきていた。

2. 尖石遺跡の整備と公有化

昭和17年に国史蹟、昭和27年に国特別史跡に指定された尖石遺跡は、昭和21年から昭和27年まで行われた尖石遺跡と隣接する与助尾根遺跡の発掘調査結果から、谷を隔て隣接する縄文時代中期集落の様相を残す地域であることが再認識され一つの大きな遺跡群として意識されてきた。

前述したように豊平村・茅野町・茅野市と史跡の管理団体は変わってきたが、尖石遺跡は民有地として畑地利用が行われながら史跡保存地として保存されたのに対し、与助尾根遺跡の一部は豊平村により公有化が図られ、調査時の住居址の露出展示、住居址上への復元家屋3棟が建設され、周辺の植生と共に縄文時代中期のムラの整備が行われてきていた。その結果与助尾根遺跡南側の谷部の景観と相俟って縄文時代のムラの雰囲気を感じられる場所として、各種出版物に縄文時代のムラとして写真が掲載され、小学生の遠足場所や観光地として活用されてきていた。

尖石遺跡の今後の保護・保存・整備活用の基本的な計画として『特別史跡尖石遺跡整備基本計画書』が昭和62(1987)年作成された。計画書には基本方針として下記の6つの柱が据えられた。

- ・ 範囲一尖石遺跡と与助尾根遺跡を一体とした整備
- ・ 現状保存、都市公園的な整備はしない
- ・ 縄文時代中期の植生に合った植栽
- ・ 寒冷地に適応した整備
- ・ 整備後の管理と運営が容易な整備

この柱を基本として史跡保存に向けた動きがより活性化し具体化へ動き出してきた。

まず、一つは史跡の公有化であった。尖石遺跡周辺の畑地は、宮坂英式調査後は埋め戻され個人農地として耕作がされていた。特に昭和50年代山麓特有の黒ボク土を利用した野菜栽培が行われていたが、昭和60年代に入り農地の土壤障害が深刻化したため、農地の深耕が必要となり史跡の損壊が懸念されてきた。この問題について地元地権者、文化庁、茅野市教育委員会と協議が重ねられ、史跡の保護・保存のために昭和62(1987)年から平成元(1989)年に亘り史跡の公有化が図られ、指定面積の約91%の35,116.62m²が公有化された。

もう一つは整備事業に不可欠な基本データである史跡の範囲・遺構の遺存状況・既調査済の遺構の現況図への照合の情報が不足しており、この情報を得るため遺構の試掘調査を平成2年から平成4年まで実施している史跡整備に係る試掘調査となり、最終的には12次に亘る試掘調査を実施した。この試掘調査結果に

については、第6節平成2年以降の特別史跡尖石遺跡の試掘調査とその成果の中で記述している。

公有化された史跡を『特別史跡尖石遺跡整備基本計画書』に基づき今後どのように保護・保存・整備していくかの検討するため、平成3(1991)年3月尖石遺跡整備委員会が設置され整備基本構想が策定され、平成4(1992)年『特別史跡尖石遺跡整備基本構想』として発刊された。この構想に整備の基本的な考え方として

- ・人間が活動した場所すべてに遺跡が形作られる
- ・遺跡の保全には必要以上の配慮が必要である
- ・眺望、地勢、水利、気象、植生、動物相、近隣遺跡等すべてが総合的に保存されている
- ・遺跡保護は放置であってはならない。縄文時代の植生復元、縄文人の生活空間の整備
- ・野外博物館としての整備、研究や実験の行える場
- ・多くの人に親しまれる場を整備の基本的な構想

この『特別史跡尖石遺跡整備基本構想』に基づき平成5(1993)年『特別史跡尖石遺跡整備基本計画』が下記のように策定された。

○整備の基本理念

地区ゾーニング	地区内土地利用計画
A 尖石地区	・住居跡の復元を行い、山々に囲まれた縄文集落の景観を創出する。
	・また、縄文集落に伴う配石遺構の整備も検討する。
	・遺構の整備を行うとともに、集落の構造・変遷の解明を目指して調査を行う。
	・尖石へ至るルートの整備を行う。
B 広場地区	・集落の構造・変遷解明を目指し調査を実施する。特に、集落形態を考える上で重要と考えられる市道甲1号線と雑司久保堰の間は、整備実施前に確認調査を実施する。
	・地区の一体化を図るため、雑司久保堰は暗渠とする。
	・整備の方針は確認調査後に検討する。
C 与助尾根地区	・昭和24年、堀口捨己博士の設計により復元された竪穴住居は学史的意義を重んじて、将来とも現在の形とする。
	・保存上の配慮から現状の竪穴住居に盛土を施す。
	・西側の畑は早期に公有地化を図り、遺跡につづく広場として整備する。
D 森林地区	・現状の植生を維持する。
	・与助尾根遺跡及び青少年自然の森へ至るルートの設定。
	・森の中を歩きながら憩い、楽しめる地区とする。
E 青少年自然の森地区	・将来的には史跡と一体となった管理体制。施設を史跡来訪者に開放し、活用する。
	・森林地区・与助尾根遺跡地区へのルートを設定する。
F 考古館地区	・計画地内の管理及び展示、インフォメーションの中核を担う。
G 駐車場地区	・駐車場より市道甲1号線に出ないで、直接尖石遺跡へ出入りできる導線の設定。
	・入り口付近の看板等の整理を行い、環境美化を図る。
	・計画地全体の導入部として、サイン等設置・整備を検討する。
H 谷地区1	・現在水田となっている箇所は谷地森林へとつづく水場として整備する。
	・植栽を行い、谷地森林の植生が谷部一帯へと広がり、続くようにする。
	・調査地区と森林地区・与助尾根地区とつなぐルートを設定する。
I 谷部地区2	・将来的に水場としての整備を図ることを検討する。
	・植栽を行い、植生復元を目指すと共に、対岸の景観を遮断する。

第15表 『特別史跡尖石遺跡整備基本計画』での土地利用計画

第4章 国特別史跡の整備と調査

- ・縄文時代の姿を把握できる整備。時間の重み、文化財の大切さが感じられる整備。野外博物館として整備。発掘史・学史への貢献がわかる整備。考え・推測・研究させる整備。特別史跡の範囲（拡がり）がわかる整備。自然環境の保護。広く一般に親しまれ、楽しめる整備。

○整備の基本方針

- ・自然と一体となった縄文集落の姿
- ・生きた研究・活用の場
- ・縄文文化の生活文化を総合的に体験する場

この『特別史跡尖石遺跡整備基本計画』の整備基本方針に基づき、具体的に史蹟の保護・保存、活用と整備について検討がされ、史跡内の土地利用計画について、A 尖石地区、B 広場地区、C 与助尾根地区、D 森林地区、E 青少年自然の森地区、F 考古館地区、G 駐車場地区、H 谷部地区1、I 谷部地区2の9ヶ所のゾーニングがなされ、各地区の特性に応じた今後の利用計画が示された。各地区ゾーンの特性に合わせた土地の利用と整備の方向性が示されただけでなく、その整備に伴う試掘調査の在り方も示され、この方針に則って史跡整備に係る試掘調査が行われることになり、その後調査成果は平成12年の第1次尖石遺跡整備事業に活かされている。

3. 平成5年国特別史跡追加指定

これらの整備構想、整備基本計画を踏まえ、また、北側に谷を隔てて隣接する与助尾根遺跡の保護・保存の観点や、尖石遺跡と与助尾根遺跡が遺跡群として緊密な関係にあるとの考え方が深化し、平成5年4月6日付序保記第21号、平成5年4月6日付文部省告示第52号の官報告示により、与助尾根遺跡とその前面谷部を含めた24,656.785m²が下記のように追加指定された。

〔○文部省告示第五十二号〕

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項及び第二項の規定により、特別史跡尖石石器時代遺跡（昭和十七年文部省告示第六百四号及び昭和二十八年文化財保護委員会告示第六十号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成五年四月六日

文部大臣 森山 眞弓

所在地	地 域
長野県茅野市	四四〇〇番ノ一、四四〇〇番ノ二、
豊平字細見山	四四〇〇番ノ三、四四〇〇一番、 四四〇二番、四四〇三番、四四〇 四番、四四〇五番、四四〇六番
同字東嶽	四七三四番ノ一三四、四七三四番 ノ一三五、四七三四番ノ二四二、 四七三四番ノ二四三、四七三四番 ノ二四四、四七三四番ノ二四七、 四七三四番ノ三〇一四、四七三四 番ノ三〇七九、四七三四番ノ三〇

八〇、四七三四番ノ三〇八一、四七三四番ノ三〇八二、四七三四番ノ三〇八三、四七三四番ノ三〇八四、四七三四番ノ三〇八五、四七三四番ノ三〇八六、四七三四番ノ三〇八七、四七三四番ノ三〇八八、四七三四番ノ三〇八九、四七三四番ノ三〇九〇、四七三四番ノ三三三七、四七三四番ノ三三九三、四七三四番ノ三三九五
 右の地域内に介在する道路敷及び水路敷並びに四七三四番ノ二四七に南接する道路敷及び水路敷を含む。」

追加指定後尖石遺跡と与助尾根遺跡は一体の史跡として保護・保存が図られるようになり、その後の史跡整備事業へと展開していくことになる。

尖石台地南側に展開する谷部は「尖石下」として昭和5年の開田に伴い多数の遺物が出土することが知られており、昭和14年5月宮坂英式が発掘調査を行い、住居址の痕跡と遺物を得ている。この成果により宮坂は尖石集落の南側谷部が、生活に重要な範囲であったことを認識し、水場として取り込み集落景観復元を行っている。その後市文化財課でも谷部の水田部分から土器片が採集されたことから、市文化財遺跡地図にもこの谷部を含め尖石遺跡と登録していた。

平成5年与助尾根遺跡とその南側谷部が追加指定されたが、令和2年与助尾根谷部の湧水点と尖石台地南側の谷部を含め広く史跡全体の地形と景観を保護・保存することが検討され、令和3(2021)年3月26日付庁保記第2210号、令和3年3月26日付文部科学省告示第47号により、尖石遺跡谷部と与助尾根谷部湧水点を含めた17,347.00m²が下記のように追加指定された。

「○文部科学省告示第四七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一〇九条第一項の規定により、特別史跡尖石石器時代遺跡について、別紙の表の上覧にに掲げる特別史跡に同表の下欄の地域を追加して指定します。

令和三年三月二六日

文部大臣 萩生田 光一

所 在 地	地 域
長野県茅野市	四三四八番、四三五三番、四三五四番、
豊平字尖石	四三五五番、四三五五番二、四三五六番、四三五七番、四三五八番、四三五九番、四三六〇番、四三六一番、四三六二番、四三六二番二、四三六三番
同 字細見山	四三九八番

第4章 国特別史跡の整備と調査

同 字東嶽 四七三四番一三三、四七三四番三〇一〇、四七三四番三〇九一、四七三四番三〇九二、四七三四番三〇九三、四七三四番三〇九四、四七三四番三〇九五、四七三四番三〇九六、四七三四番三〇九七、四七三四番三一〇三
右の地域内に介在する道路敷を含む。」

この追加指定により史跡全体の面積は84,280.40m²となり、遺跡西側範囲を除きほぼ縄文時代中期の集落とそれを取り巻く周辺景観を史跡として指定し保護・保存を図れることとなった。

(守矢昌文)

第2節 尖石遺跡・与助尾根遺跡周辺遺跡の調査と研究

1. 尖石考古館建設に伴う与助尾根南遺跡の発掘調査とその成果

昭和30年南大塩地区内に開館した尖石考古館は、昭和40年代以降の大規模な開発事業に伴い市内での発掘調査が増加し、資料の収蔵能力が限界に達した。

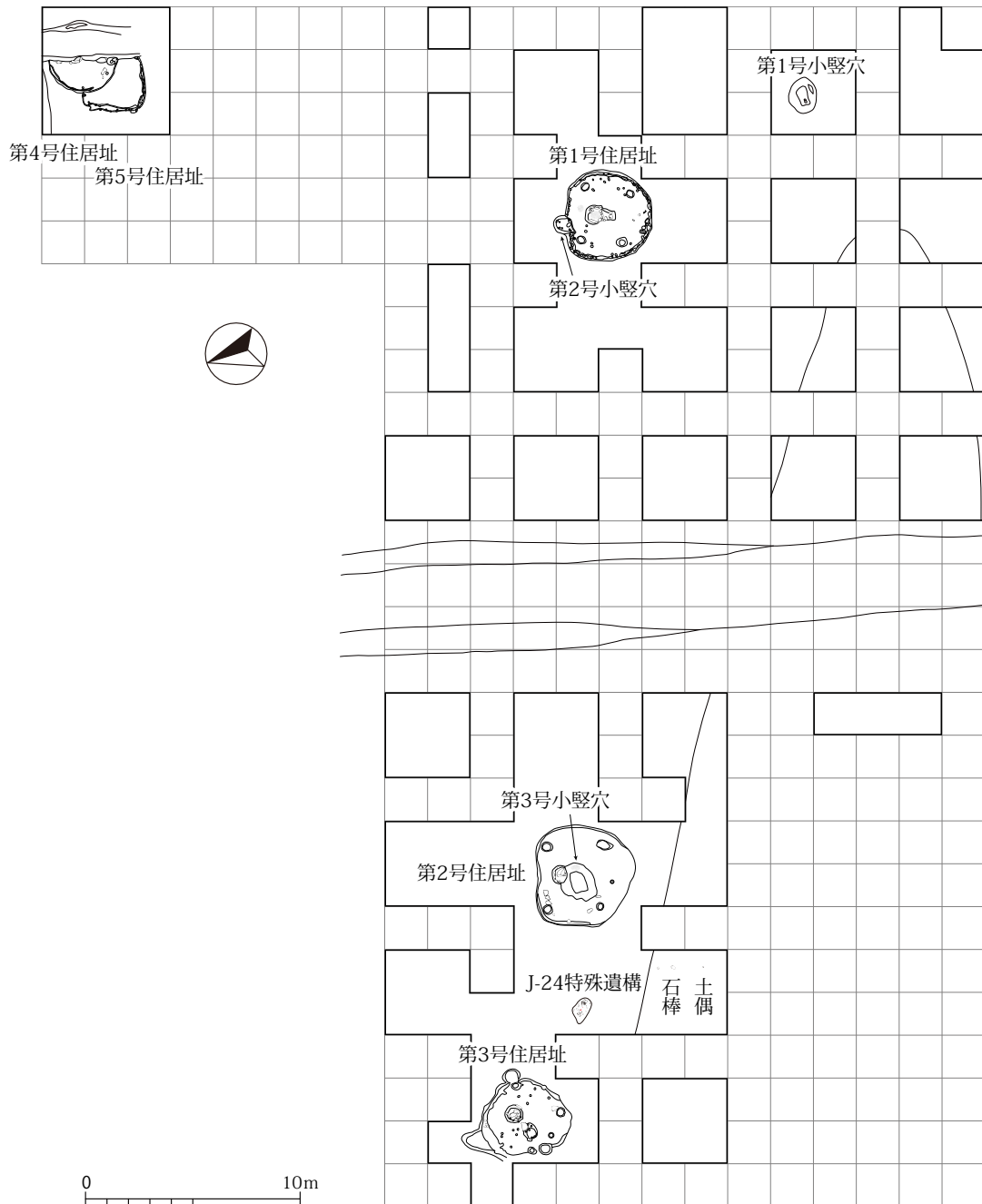
また、年々増加する見学者対応のために、新しい施設の建設が望まれていた。このため新たな考古館建設の計画が昭和48年から検討され、特別史跡尖石石器時代遺跡と復元家屋が建てられている与助尾根遺跡を見学するのにちょうど良い位置の特別史跡範囲外に小規模な分岐した尾根があり、この台地に新尖石考古館を建設することが決まった。

この地点は昭和25(1950)年7月3日に豊平村青年会により山道から南北方向に与助尾根遺跡に通じる見学道を開削した際に石囲炉が確認され、この地にも遺跡が所在することが判明していた。そこで、石囲炉が発見された地点を新たに与助尾根南遺跡と登録し、昭和53年記録保存のための発掘調査を、3,124m²を対象に5月29日から実施され、途中中断し6月5日から調査が再開され6月30日まで実施された。その結果第142号(与南1号-S53)住居址から第144号(与南3号-S53)住居址、土坑3、特殊遺構2ヶ所が確認された。9月27日尖石考古館の起工式が挙行政され、造成工事が実施されたが11月28日工事中、北東隅台地肩部に第145号(与南4号-S53)住居址が発見された。この範囲について昭和54年3月14日から17日に第145号(与南4号-S53)住居址の調査を実施した結果、第145号(与南4号-S53)住居址にもう一軒の住居址が重複することが確認され、これを第146号(与南5号-S53)住居址とした(文献:1a)。

与助尾根南遺跡は尖石遺跡と与助尾根遺跡に挟まれた舌状小台地に位置している。北側に幅約30m、比高約3mの浅い谷を隔て与助尾根遺跡と隣接し、南側は小規模な湧水により形成された浅い谷により尖石遺跡とは区分され上方では尖石の尾根とつながるが、地形的には独立する小規模な台地である。

縄文時代前期前葉竪穴住居址1軒、中期後葉竪穴住居址4軒と、早期前葉の落し穴2基、中期後葉独立土器、石棒・土偶廃棄場所が確認された。特に中期後葉の竪穴住居址の内第142号(与南1号-S53)住居址から第144号(与南3号-S53)住居址、昭和25年発見の石囲炉址は、その位置関係や主軸方向から同時存在の可能性が高く、小規模な尾根の頂部に沿って帯状に分布するが、住居址の構造等により二群に分類され、その分布が東西方向に偏在する傾向を指摘している。

また、北東側台地肩部に検出された第145号(与南4号-S53)住居址は、規模も小さく支柱穴を有さな



第10図 昭和53年調査 与助尾根南遺跡遺構分布図 (1/320)

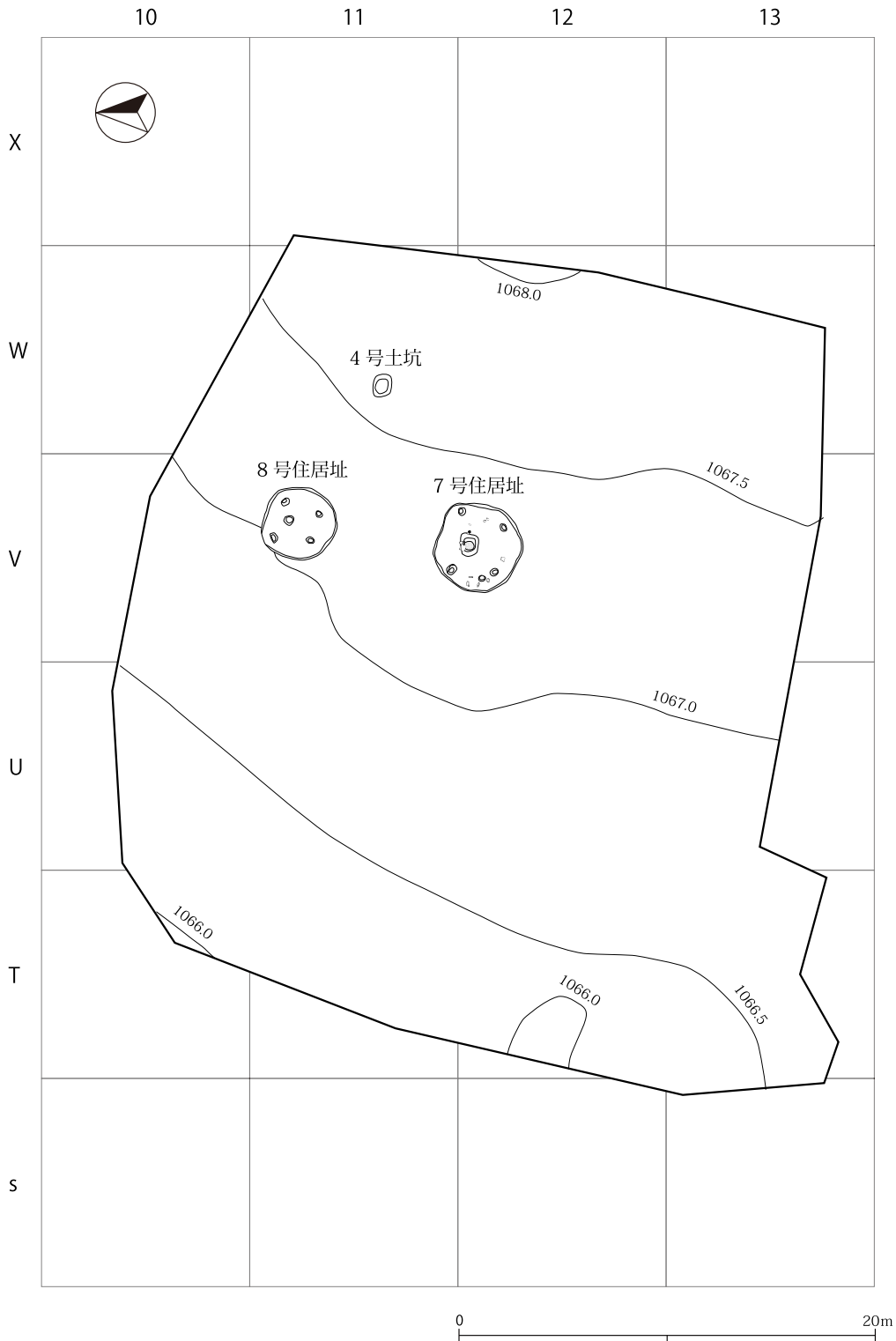
い点から特異な住居址と捉えられている。

調査者の鶴飼幸雄は、調査成果を総括し、与助尾根南遺跡は共同の広場を持つ所謂大型の集落でないが、独立した地形に占地している点、小規模ながらも石棒・土偶と云った一つの祭祀体制を保持していること、土器・石器に認められる日常の活発な消費活動を挙げ、与助尾根南遺跡の集落が尖石遺跡や与助尾根遺跡の集落の一部ではなく、ある種別個の組織をもった集落と捉えながら、同一台地を基幹として成立する集落で、特に与助尾根遺跡とは共同の水場管理を行っていたと考えられることなどから、尖石・与助尾根・与助尾根南の3遺跡は社会的にも経済的にも強い結びつきを持った集団関係にあったものと想定している（文献：

1b)。

2. 茅野市埋蔵文化財センター（仮称）建設に伴う与助尾根南遺跡の発掘とその成果

昭和54年与助尾根南遺跡の占地する小規模な台地の中央に、尖石考古館が新たに建設された。その後茅



第11図 平成5年調査 与助尾根南遺跡遺構分布図 (1/320)

野市内では大規模な開発事業が数多く行われるようになり、膨大な量の遺物の収蔵が必要となってきた。そのため、尖石考古館東側の隣接する場所に茅野市埋蔵文化財センター（仮称）の建設が予定された。この施設建設予定地内に与助尾根南遺跡の東側範囲が伸びる可能性が高かったために、平成4年4月20日・21日の二日間に亘って重機を用いトレンチによる試掘調査を実施した。対象面積 2,020m² の内約 24%にあたる 484m² の試掘調査を行い、縄文時代中期後葉曾利Ⅱ式期の住居址1軒と土坑を確認したため、本調査を平成5年に実施することとした（文献:2a）。

平成5年の調査に先立ち、平成2年茅野市青少年自然の森建設に伴う侵入道路が、滝ノ湯堰沿いに建設されることになり、これに伴い試掘調査を実施した結果、平安時代竪穴住居址が1軒発見された。この検出された竪穴住居址を第147号（与南6号-S53）住居址の番号を付し平成2年12月13日から調査を実施した。

与助尾根南遺跡周辺で明確に平安時代の竪穴住居址が検出されたのは今回が最初であるが、与助尾根遺跡では東嶽4734-3087、第122号（与9号-S24）住居址北側で昭和24年石組カマドと思われる遺構が調査されていることから、この地が縄文時代中期だけではなく、平安時代に於いても生活領域として利用されていたことがわかった。

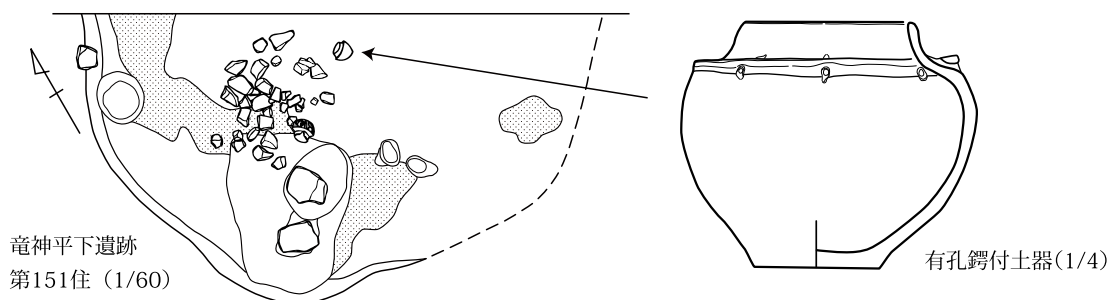
平成5年5月20日から平成4年の試掘調査成果に基づき本調査が行われ、縄文時代中期後葉竪穴住居址2軒と土坑1基が調査された。縄文時代中期後葉の竪穴住居址2軒（第148号（与南7号）・149号（与南8号）住居址）は昭和53年に調査された竪穴住居址の東側に連なるように検出されている。なお、この2軒は重複関係を持たず、やや近接する位置に点在していた。

調査者の小林深志は、ちょうど第148号（与南7号）・149号（与南8号）住居址が構築されている位置が、与助尾根南遺跡と尖石遺跡を分断する浅い谷が収束していく部分で、隣接する尖石遺跡との境が不明瞭となる中で、どの程度別の集落として意識されていたのか興味深いものがあるとしている（文献:2b）。

3. 竜神平下遺跡の発見とその調査

尖石遺跡の位置する台地南側には、八ヶ岳山麓東側標高約1,200mの広見から続く八ヶ岳西山麓の中で長く幅もある深い谷が形成される。この裾部は小河川により浸食を受け湾曲する部分を形成し、場所によってはテーブル状の張り出し部となる部分もある。尖石遺跡から南東上部約200mに台地斜面が張り出し、この部分に竪穴住居址が露出し発見された。この竪穴住居址が発見されるまでは、ちょうど滝の湯堰が開削されている標高1,100m付近が尖石遺跡の限界とされ、これ以上東側の範囲には、遺物散布地はあるものの住居址の存在はないとされていたが、この住居址の発見により新たな知見を得ることができた。

この遺跡は尖石遺跡との距離関係や独立するテーブル状の小台地に占地する状況から考えると、尖石遺跡



第12図 昭和58年調査竜神平下遺跡第151号（1住）住居址と有孔罫付土器

第4章 国特別史跡の整備と調査

の範囲が拡大するものではなく、別の新たな遺跡ではないかと捉え竜神平下遺跡として登録された。

発見された竪穴住居址の露出部分の記録保存のために昭和58年12月発掘調査が行われ、住居址南側入り口部を中心に全体の約1/2の調査が行われた。住居址は入口部がやや張り出す五角形の平面プランが想定され、この張り出し部に石蓋を持つ埋甕が正位で埋設されていた。火災住居と思われ、多量の炭化物と焼土が認められ、また、覆土内には礫と約2個体分の深鉢片と完形の有孔鏝付土器、両耳付壺が人為的に投げ込まれたような状況で出土している。中期後葉曾利Ⅲ式期の住居址と考えられ、台地斜面の小規模テラス状台地に単独で占地している点や、有孔鏝付土器、両耳付壺の出土を積極的に評価すると、台地上に占地する住居址と性格が異なる住居の可能性が考えられる(文献:3)。

4. 平成9年竜神平下遺跡の試掘調査とその成果

平成9年尖石遺跡の滝之湯堰沿い東側上部に開発計画が計画された。尖石遺跡の東側範囲の確認と、竜神平遺跡の西側範囲の確認を目的に平成9年10月に山林・原野約21,000m²を対象にトレンチによる試掘調査を実施した。なお、この事業計画地西側の滝之湯堰際に宮坂英弐の記録によると石囲炉趾の確認がされたことになっており、この遺構の確認も大きな目的の一つであった。

平成9年の竜神平下遺跡調査範囲と、昭和58年に竪穴住居址が調査された範囲は直線距離にして約100m離れ、また、平成9年の調査区は、尖石遺跡に平坦面で続く地域であるのに対して、昭和58年調査区は台地裾部に張り出したテーブル状の小台地で、現段階では同一の遺跡で捉え登録されているが、地形的には別の遺跡である可能性もある。

約21,000m²の山林・原野を対象に67ヶ所のトレンチを設定し調査した結果、竪穴住居址の確認や宮坂英弐が確認したとされる石囲炉趾の検出はなく、尖石遺跡の東側限界を確定することができた。ただ、トレンチ①から集石が検出されている。試掘調査報告書では確認層位がローム漸移層であったことを根拠に旧石器時代の礫群に比定しているが(文献:4)、礫の状況等から見ると集石土坑と考えられ縄文時代の遺構である可能性が高く、与助尾根南遺跡から押型文土器片、与助尾根遺跡からも押型文土器片が出土していることを考えると縄文時代早期の遺構の可能性が考えられる。なお、集石は確認後現地に埋没保存されている。

5. 青少年自然の森建設と尖石縄文考古館周辺整備に伴う尖石遺跡、与助尾根遺跡の範囲確認の実施

昭和54年に尖石遺跡・与助尾根遺跡に囲まれた与助尾根南遺跡に尖石考古館が建設され、この考古館を中心に周辺の整備が進められた。

特に与助尾根遺跡北側に位置する通称ドジョウ原と呼ばれる原野・山林に、自然環境を活かした青少年の原体験の場として宿泊・体験施設を有する「青少年自然の森」の整備が、平成3年度から平成5年度にかけて実施された。この事業地は谷頭浸食の途上地形で、小規模な起伏と湿潤な地形環境にあり、隣接する与助尾根遺跡のような良好な居住環境を供えた地形ではなかったが、与助尾根遺跡の住居域の広がりを確認することを目的に、地形造成範囲・建物建設範囲・道路等構造物建設範囲を対象にトレンチ法による試掘調査を平成2年度に実施した。その結果遺構・遺物は検出されず、与助尾根遺跡の住居域が与助尾根遺跡南側谷の湧水点範囲や、北側範囲に広がり持つものでないことを確認することができた。

また、昭和60(1985)年、増加する団体観光バス対応のために大型バス専用の駐車場建設が検討され、考古館周辺、滝之湯堰上が適地として選定された。予定地周辺の堰際に石囲炉趾の確認されていたことから、尖石遺跡の範囲確認のためにグリッド法により試掘調査を実施した。その結果遺構・遺物の確認はなく

滝之湯堰以東にまで尖石遺跡の住居域が広がってはいないことが確認できた。平成9年に行われた竜神平下遺跡の試掘調査結果と合わせ考えると、滝之湯堰以東にまで広く住居域が広がっているとは考えられず、滝之湯堰脇で確認された石囲炉址は、昭和58年竜神平下遺跡で単独で発見された住居のような性格を有しているものかもしれない。

昭和60年、平成3年と尖石遺跡、与助尾根遺跡の周辺範囲の試掘調査を行い、遺跡の広がりや再確認をしてきたが、旧来から宮坂英弌が昭和初期から丹念に調査し、尖石遺跡・与助尾根遺跡の集落域と示していた範囲に大きな変更はなく、標高約1,100mから湧出する八ヶ岳の伏流水の谷頭地形を限界として集落が営まれている。

6. 尖石遺跡東側周辺に点在する遺跡

縄文時代中期の状況だけを考えると、ちょうど八ヶ岳西山麓部が標高約1,100mで台地が分岐し始める範囲に南側から尖石遺跡・与助尾根南遺跡・与助尾根遺跡の集落が占拠する台地が隣接している。その位置関係を見ると尖石遺跡から浅い谷を隔て与助尾根南遺跡、明瞭な谷を挟んで与助尾根遺跡の集落が隣接する形となり、視覚的には谷を挟んで分断されるように見えるが、立地する全体的な地形的な位置関係からを見ると、尖石遺跡・与助尾根南遺跡・与助尾根遺跡は一つの集落群として捉えることが妥当だと考えられ、これに1・2軒の竪穴住居址で構成される竜神平下遺跡のような小規模な集落が附随するものであろう。

尖石遺跡集落群の東側に広がる山麓部を、宮坂英弌が想定した生産領域とすると、竜神平下遺跡のような小規模な単位で散在する竪穴住居址は、単独の集落とは考えられず生産領域と結びつく出小屋的な性格を付与できるかもしれないが、竜神平下遺跡の埋葬埋設の住居址の在り方を積極的に評価すると、単なる出小屋というよりも、異質な性格を持った住居が集落域から離れた場所に作られたものとして解釈しても良いかもしれない。しかし、広域的に見れば、一つの大きな生活圏に包括される遺跡群と捉えることが妥当であろう。

(守矢昌文)

第3節 平成2年以降の特別史跡尖石遺跡の試掘調査とその成果

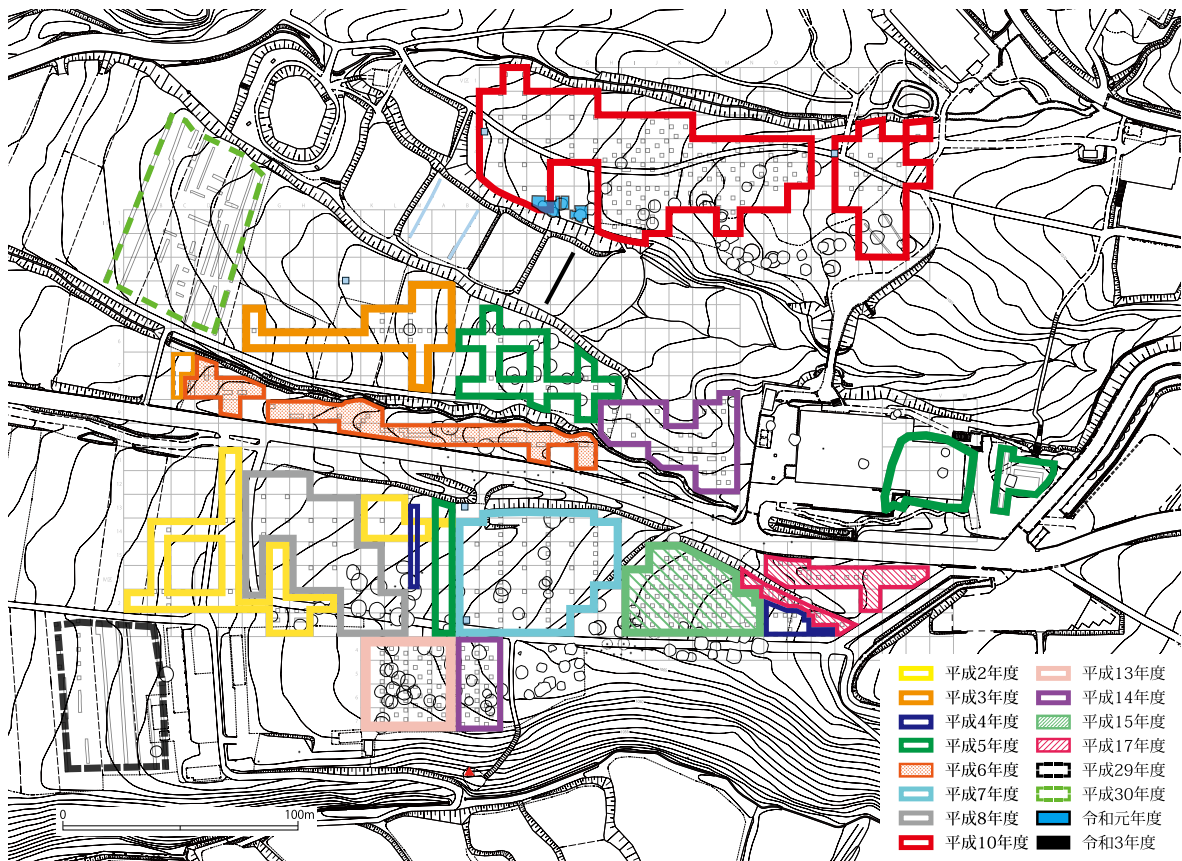
1. 史跡整備に伴う試掘調査

特別史跡尖石遺跡の史跡整備に伴う試掘調査を平成2年度から平成17年度まで、途中、与助尾根遺跡の整備事業で中断しながらも尖石遺跡11次、与助尾根遺跡1次の足掛け16年にわたって継続的に実施してきた。そして、その成果は各年度に調査報告書として刊行し、また終了後には『尖石遺跡整備報告書』(1)(2)(3)として試掘調査と史跡整備の成果を総括的に報告してきた。

そこで、ここではそれらの報告書により、主として尖石遺跡の集落構成を捉える上で、どのような目的や問題意識のもとに各年度の調査が進められ、成果が得られてきたかという点について、概略的に調査の経過をたどっておきたい。

平成2年度

史跡西側境界付近での遺構の分布状態と集落西端を示すとされる18号住居址の所在確認、かつての林道(現・市道)沿いに発見されている遺構・遺物の出土地点と空堀南側区域との関連性、遺跡の原地形を捉えるための空堀と台地南北方向の土層の堆積状況調査を目的に行われる。



第13図 史跡整備に伴う年度別試掘調査範囲（平成2年度以降）

調査の結果、遺構分布の西側限界は18号付近にあるとみられるが、18号と同様、中期中葉の住居址は作場道からさらに南側の未公有地へも続くと考えられる。また、空堀の南側へ続く窪地では遺物包含層が確認され、土偶と小型土器が出土する。住居址とみられる遺構が確認されなかったことから、それらの遺物は窪地の地形と関係があると予測された。一方、空堀の調査では、空堀は窪地の地山を深く削って設けられており、地形を画すような深い自然の谷地形は認められない。こうしたことから、尖石台地は全体として東側の平坦な地形が北と南に分かれ、中央部が浅く窪む、緩やかな起伏をなす地形と捉えられた。

平成3年度

宮坂英式が未着手であった雑司久保堰北側の北西区を対象とし、遺跡の範囲確定と集落構造をみることを目的に行われる。

調査の結果、中期初頭～中葉の住居址2と土坑4の発見となり、尖石台地のほぼ全域を集落として土地利用していたことが判明する。また、中期後葉の土器が出土していないことから、中期初頭～中葉に遺跡全体に広がった大きな集落が、後葉には既に集落の捉えられている南東部に移り、北西区は集落から外れる状況が予測された。さらに、発見された2軒の住居址の遺跡内での位置関係から、隣接する与助尾根や与助尾根南との関係など、尖石遺跡群全体を考えることの重要性があらためて指摘された。

平成4年度

尖石遺跡の東端を見極めること、及び遺跡全体に広がる集落の広場となる可能性のある中央窪地での遺構の分布と地形調査を目的として行われる。

調査の結果、遺跡の東端については、遺物の出土状況から集落の東側境界付近が推定された。また、調査

地は中期後葉集落の東側に続く場所であるが、それ以前の中期初頭の遺構・遺物が出土し、尖石集落形成の問題を考える上での新たな資料を得ることができた。

一方、集落広場の可能性が推察される中央窪地では、広場の範囲に含まれると予測される調査区北側は遺物の少ない包含層のみで遺構は確認されず、広場とみるにはなお不確かで、継続的な調査が必要とされた。また、土層の堆積状態から、中央窪地の原地形は、南側の尾根頂部から北側の空堀側へ向かい、現状よりも強い傾斜をなしていたと考えられた。

平成5年度

平成3年度の遺跡北西部に続く北東側への広がり、及び広場とみられる中央窪地での継続的な遺構の検出を目的として行われる。

調査の結果、遺跡北東部では住居址15、土坑41のほか、遺構外で有孔鏝付土器などの一括土器が出土した。これらのことから、平成3年度の調査と合わせ、台地北側には中期初頭から後葉に至る、かなりの規模の集落の存在が確認された。

また、中央窪地の地形について、遺跡内を西へ延びる2本の小さな浅い谷地形の存在が注目された。このため、尖石遺跡全体の集落は、広場とみられてきた中央窪地の調査の結果によっては、地形を画す浅い谷により、今回確認された台地北側の集落と市道（旧林道）沿いの中央部の集落、それと台地南側の集落が一体となった関係であり、大きく3ヶ所に別れる可能性の出たことが課題とされた。

平成6年度

かつて炉址が多数発見されている台地中央部の市道（旧林道）と雑司久保堰の間の区域を調査対象地として行われた。調査の結果、住居址2と多数の土坑・ピット等が検出された。

平成7年度

集落の中央広場があるとみられている中央窪地の調査と、古環境を明らかにするための自然科学的調査が行われる。

中央窪地では、中期中葉から後葉にかけての住居址9と多数のピットが確認された。そして、それらの遺構が市道の南側を北東から南西にかけて南尾根の裾部を弧状に巡るため、平成5年度の調査で想定された2本の浅い谷に沿う尾根上の細長い集落ではなく、環状ないし馬蹄形の広がりをとる集落になるものと考えられた。また、調査範囲の北西に位置するグリッドから多量の土器片を主とする遺物が出土した。その場所は、地形が北向きに傾斜している中央窪地の中央部付近であることから、中央窪地が環状ないし馬蹄形を呈す集落形成に大きく影響しているものと思われた。

平成8年度

昨年度に続き、環状ないし馬蹄形集落の中心とみられる中央窪地の西側での調査が行われる。中央窪地は西側に緩く傾斜しながら開く浅い皿状の谷地形であり、この地形の中まで住居址が及んで環状集落となるのか、あるいは設けられずに西側に開く馬蹄形集落となるのかを確認することが目的とされた。

調査の結果、中央窪地で住居址は確認されなかったものの、南尾根上に中期中葉の住居址群が確認された。このことから、遺跡南側においては、中期中葉の住居址が後葉に至って東側へ移る様子が捉えられることとなった。

平成10年度

新尖石考古館の開館に合わせて与助尾根の縄文集落の再整備が行われることとなり、それに伴う試掘調査が実施される。試掘調査では、尾根上の調査とともに、昭和20年代の発掘で残されてきた住居址の埋没状

第4章 国特別史跡の整備と調査

態などが調査された。特に尾根上では、宮坂英式の調査の及ばなかった頂上線より北側での遺構分布の確認が主眼とされた。

調査の結果、頂上線より北側では新たに3軒が確認されて集落形態が予測された。一方、頂上線の南側でも新たに3軒が確認されたほか、既に調査済みの住居址周辺でも未発掘の住居址の存在が予測された。しかしながら、その全貌は捉えられずに終了している。

平成13年度

尖石遺跡の南側で、これまでの調査によって中期中葉と後葉集落の接点となる付近であり、多くの遺構の検出が予測される区域を対象地として行われる。

調査の結果、尖石遺跡の中でも遺構密度の最も濃い区域であることが確認される。また、中期中葉集落の東端と後葉集落の西端を明らかにすることを目的の一つとしたものの、両期の住居址が混在しており、両集落の範囲を確定するには至らなかった。

平成14年度

昨年度に続き、遺跡南側と考古館西側での調査が行われる。考古館西側の調査では、水場など特殊遺構の検出とそれに伴う木製品などの遺物の出土が期待された。

調査の結果、遺跡南側では中期中葉と後葉の住居址を確認し、西側に分布する中期中葉集落の東端をなすとみられる住居址を検出する。考古館西側では尖石地区北側集落と与助尾根南集落の住居址を確認する。

平成15年度

拠点集落とみられている尖石遺跡にあるはずの中央広場の探索を目的とし、宮坂英式が社会的地区で共同広場とした場所での調査が行われる。

調査の結果、列石の再確認、多数の土坑群の検出など、目的であった中央広場が中期後葉集落の中央広場であることが明らかとなる。

平成17年度

平成15年度に続き、中央広場の北・東側での中期後葉住居址の確認と広場の性格を明らかにする目的で行われる。

調査の結果、住居址の発見により中央広場は中期集落の東端ではなく、中期後葉集落の中央に位置することが判明する。また、墓壙・柱穴の発掘で広場の性格も明らかとなる。

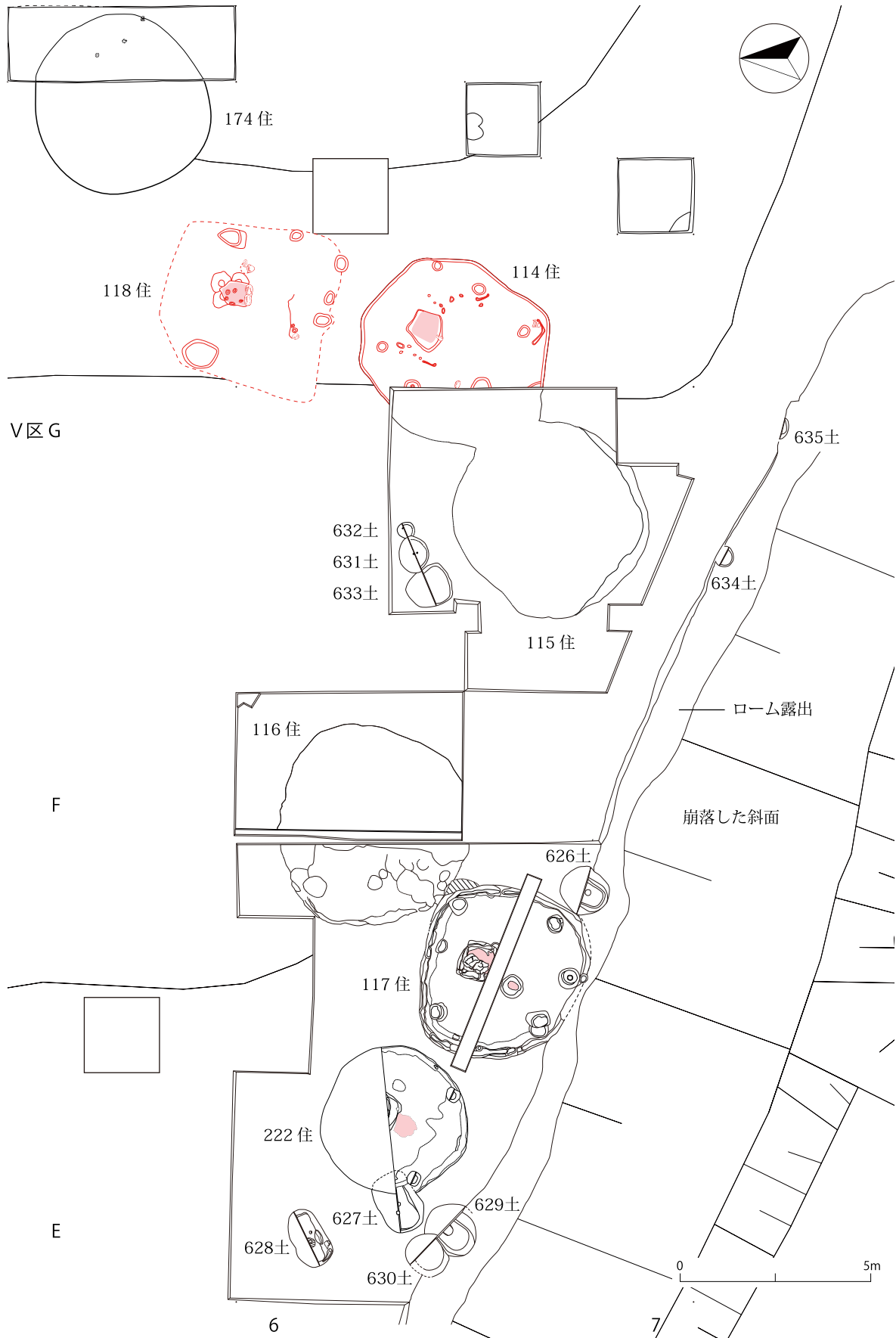
(鵜飼幸雄)

2. 保存目的のための確認調査

(1) 確認調査に至る経緯

尖石遺跡と与助尾根遺跡の間にある谷部では、平成5年に追加指定を受けるまで、湧き水を利用した水稲耕作が行われていた。第1章第2節の記述のとおり、『諏訪藩主手元絵図』（享保18（1733）年）の編纂時には、この谷部に「田」が広がっていた。開田に関する資料はなく、谷部における水稲耕作の開始時期は不明であるが、ここから300mほど東にある谷頭（令和3年追加指定）等から、年間を通じて水量豊富な湧き水が流れ出し、その下方に水稲耕作に適した湿地が広がることから、江戸時代以前に「田」が開かれた可能性がある。

平成7年と令和3年に、この谷部において確認調査が行われ、地表面下に連続して堆積する水田土壌が確認された。また、与助尾根遺跡のある尾根の南斜面の裾に、湧き水の堰（用水路）が設置されているが、令



第14図 発掘区と遺構の分布 (1/150)

第4章 国特別史跡の整備と調査

和3年の確認調査において、この堰の谷側から古い堰とみられる溝跡が見つかった。斜面を大きく掻き崩し、斜面の裾に堰を設置する土木工事を繰り返しながら、田を拡げていったようである。

このような水田開発に伴う斜面の改変を契機に、冬期の凍結と解凍、シカ等の「けものみち」、集中豪雨の多発等のさまざまな事象が重なって、与助尾根遺跡のある尾根の南斜面が長さ約60m、高さ約3.5mにわたって崩落した。

この南斜面の崩落については、『特別史跡尖石石器時代遺跡保存管理計画』（2016）策定の際に、史跡を適正に保護するうえで優先的に解決すべき課題とされ、平成29（2017）年に設置した特別史跡尖石石器時代遺跡史跡整備有識者会議（以下、有識者会議）において、盛土等による保護を検討し、早急に実行に移すよう対応が求められた。

斜面の崩落状況を確認し、保護の方法を検討するための資料を得るために、崩落した土を掻き落す軽微な調査を計画し、文化庁の許可を得て平成28年に実施した。その結果、斜面上部から、宮坂英式が昭和22年に調査した第117号（与4号-S22）住居址とみられる遺構の一部と、縄文時代と考えられる複数の土坑を確認した。住居址は、その状態から南側が大きく崩れているように見受けられた。

平成29年にき損届を提出し、その保護について文化庁と協議を開始した。また、具体的な保護の方法を『特別史跡尖石石器時代遺跡第2期整備基本計画』（2021）に盛り込むため、有識者会議で方法を検討し、理事者と協議を行う中で、市の考え方として、崩落した斜面に1/2の勾配で盛土を行うことが決定した。

この保護の方法について、文化庁と協議を行い、史跡保存のための環境整備に伴う工事として実施することが認められた。ただし、工事に着手する前に、第117号（与4号-S22）住居址のき損状態の確認と記録の作成、斜面上部で新たに確認した土坑の調査、第117号（与4号-S22）住居址と重複する第116号（与3号-S22）住居址の位置の確認を行うよう指導を受けた。また、余力があれば、平成10年に史跡整備に伴い実施した試掘調査の結果から、与助尾根遺跡の住居址の西端とされた第117号（与4号-S22）住居址周辺の調査を行い、もう少し詳しく地下の状態を確認するよう指導された（註:1）（文献:5）。こうした指導を受け、令和元年に保存目的のための確認調査を実施することとした。

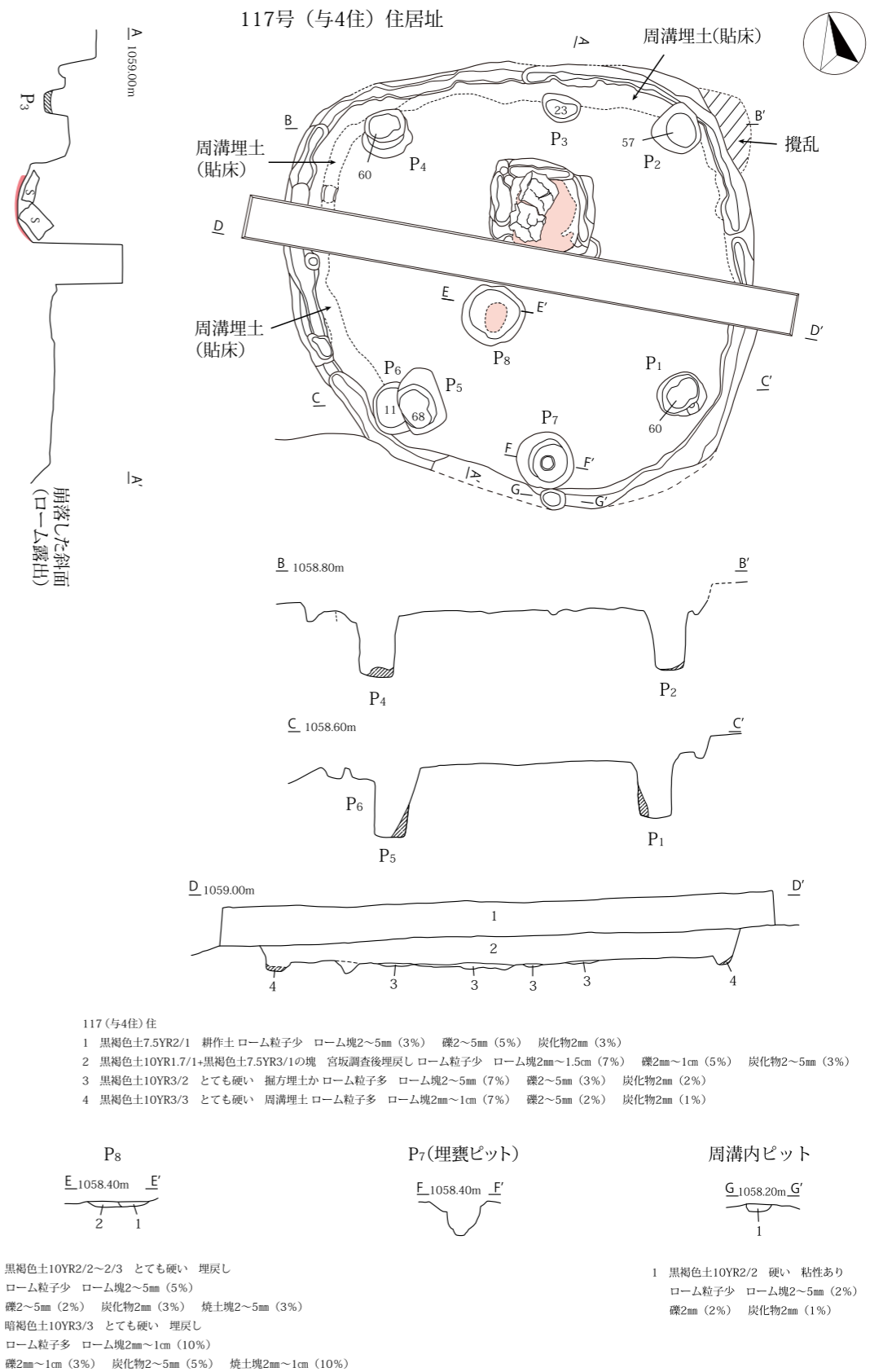
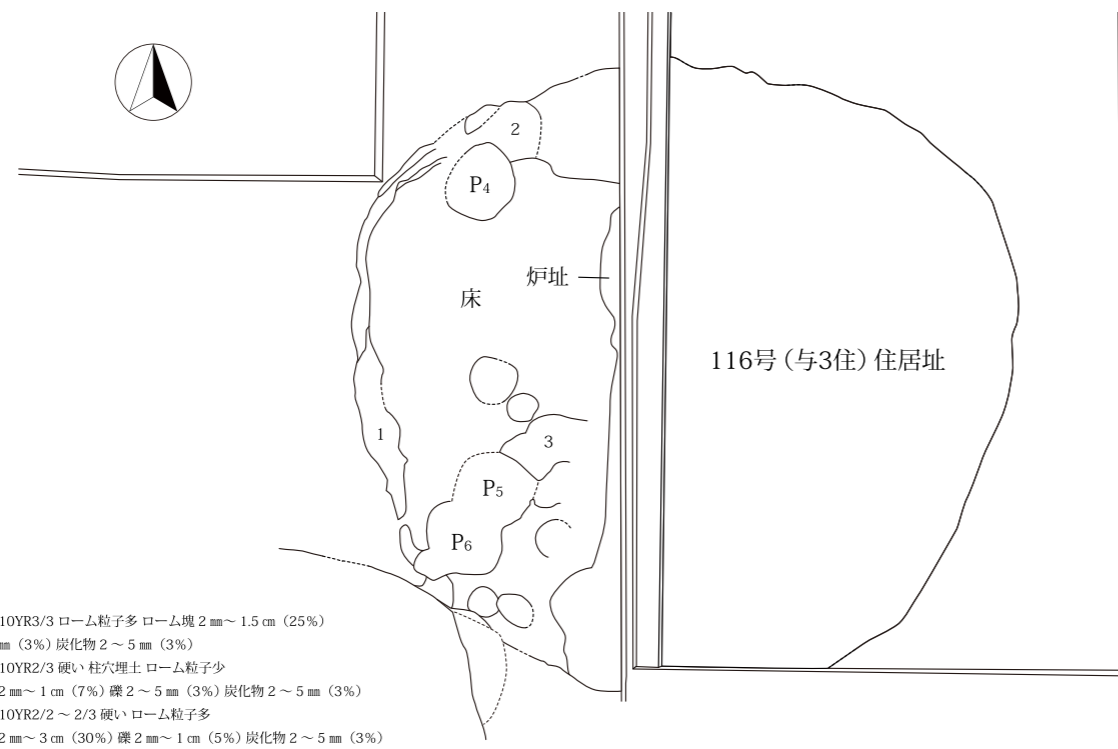
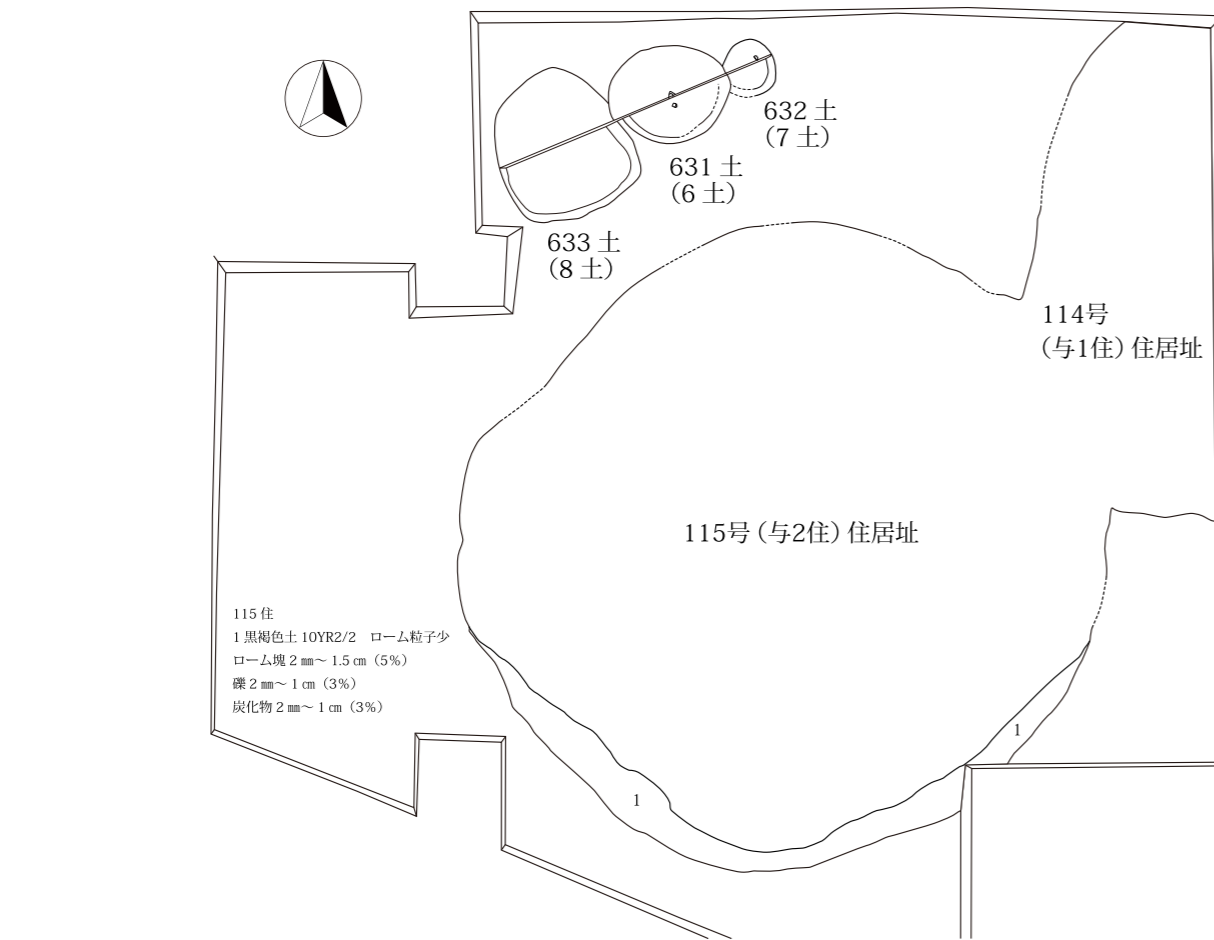
令和元年に入り、確認調査の準備作業として崩落した斜面上部を再度精査したところ、斜面の東側にローム層が水平に削り取られたような痕跡が確認された。第115号（与2号-S21）住居址の床の可能性あることから、この住居址も調査の対象とした。

（2）確認調査の方法

平成2年度に開始した史跡整備のための試掘調査に伴い、史跡全域を網羅する調査区を設定したが、今回もこれに則り、V区E6・F6・G6、V区E7・F7・G7の調査区を設定し、調査を実施した。

史跡指定地内で行う調査であるため、剥ぎ取った表土と遺構を保護するための山砂の埋め戻し作業を除き、作業はすべて人力で行った。

既往調査の住居址の再調査については、き損が确实視され、その範囲と状態を確認する必要がある第117号（与4号-S22）住居址に限り、宮坂が調査後に埋め戻した土を取り除くこととした。再発掘の結果、支柱穴に埋土の掘り残しが認められたほか、住居を拡張する前の周溝が確認された。まず宮坂が調査を終えた状態を平面図と写真で記録した後、支柱穴の埋土を完全に掘り上げた状態を再度記録した。支柱穴と炉址にかけてエレベーション図を作成したほか、新たに確認した穴（ピット）の埋土を1/2程度断ち割り、土層断面図を作成し、土層観察を行った。他の既往調査の住居址は、位置の確認を原則に再発掘を行い、平面図を



第15図 第114~117号住居址 (1/60)

作成し、写真撮影を行った。これらの住居址にも掘り残した埋土があり、その色調や含有物を平面観察により記録した。

新たに確認した遺構は、床面又は底面まで埋土を断ち割り、時期、構造及び性格の確認に努めた。すべての遺構について、平面図と土層断面図の作成、土層観察、写真撮影を行い、必要に応じてエレベーション図を作成した。遺物は遺構単位で取り上げたが、第222号住居址の炉址付近から出土した大形の土器片は、時期決定資料となる重要な遺物であるため、出土位置を図化し、写真撮影を行った。

平面図、土層断面図、エレベーション図は1/20の縮尺で作成した。写真は35mm用のフィルムカメラを使用し、モノクロフィルムとリバーサルフィルムで撮影した。補助用にコンパクトデジタルカメラを用いた。埋土の観察は、『新版 標準土色帖』により行った。

(3) 確認調査の概要

①調査期間 令和元年5月16日～11月28日

令和元年7月23日：文化庁近江俊秀主任文化財調査官現地視察、指導

令和元年10月20日：現地説明会（約40名）

令和元年11月15日：有識者会議委員視察

②調査面積 195m²

③再発掘した遺構 縄文時代中期初頭の住居址1軒（第115号（与2号-S21）住居址）、中期後葉の住居址3軒（第114号（与1号-S21）、第116号（与3号-S22）住居址、第117号（与4号-S22）住居址）

④新たに確認した遺構 縄文時代中期後葉の住居址1軒（第222号住居址）、縄文時代の土坑10ヶ所（第626号（1土）～第635号（10土））

⑤出土遺物 縄文時代早期土器（押型文：樋沢式、絡条体圧痕文、東海系）、中期土器（九兵衛尾根式、曾利式）、磨石、敲石、黒曜石製石鏃・石錐、黒曜石剥片等 整理箱1箱

(4) 再発掘した遺構

第114号（与1号-S21）住居址

V区 G6c5・V区 G7c1 グリッドに西壁があり、第115号（与2号-S21）住居址と重複する。第115号（与2号-S21）住居址の位置の確認に伴い一部を再発掘した。埋め戻された黒色土に、耕作時の攪乱が筋状に入るが、保存状態は良好である。

第115号（与2号-S21）住居址

崩落した斜面上部を事前に調査したところ、本址の床が露出している可能性が考えられ、崩落が危惧された住居址である。調査の結果、宮坂らが作成した与助尾根遺跡の住居址分布図にあるとおり、崩落した斜面から北に離れた場所から確認された。そのため、崩落による影響は受けていない。住居址の北、南、東に埋土の掘り残しがあるため、昭和21年調査時と平面形状が異なる。住居址の北、西、南がやや張り出した隅丸方形に近い不整円形となろう。未調査の範囲を含め平面図を作成した。埋め戻された黒色土に、耕作時の攪乱が筋状に入るが、保存状態は良好である。

第116号（与3号-S22）住居址

前項でも述べたように、本址付近は耕作時の攪乱がローム層まで及んでいる。住居址の南壁と西壁が失われていたが、周溝と床は削平されずに残っていた。平面形状は、北西と北東の隅が張り出し、北壁が弧状を呈す隅丸方形（五角形）である。昭和22年調査時は不整円形とされたが（文献:6a）、測量の誤差が東・西側

第4章 国特別史跡の整備と調査

の形状に反映された結果であろう。宮坂が調査したP₄、P₅、P₆に該当する柱穴の位置と平面プランは確認できたが、P₅とP₆の周辺に未報告の複数のピットが重複して確認された。

第117号（与4号-S22）住居址

確認調査の結果、住居址全体に及ぶ大きな崩落は認められなかったが、南壁とその直下にある周溝の一部が長さ約3mにわたって崩落していた。昭和22年の宮坂の実測図に南壁と周溝が図化されているため、宮坂が調査を行った後に崩落したこととなる。

ここでは、確認調査で得られた新たな知見を記す。

周溝は宮坂の報告のとおり壁直下に全周するが、北壁から西壁の周溝の内側から、貼床された古い周溝がそのままの状態を確認された。ちょうどP₂からP₅までの間である。このことから住居が北側と西側に拡張されたことがわかる。P₆は宮坂の実測図にない浅いピットで、調査の所見では掘り上げてあった。円形に窪む形状からP₆として報告したが、古い周溝の一部である可能性が高い。主柱穴はP₁・P₂・P₄・P₅の4ヶ所で、すべてに埋土の掘り残しがある。これを掘り上げたところ、3ヶ所の主柱穴の底面が柱の建て替えを示す括れた形状であった。住居の拡張時に柱が建替えられたと考えられる。炉址と奥壁の間にあるP₃にも埋土の掘り残しがあり、これも掘り上げた。炉址の底面に密着し出土した大形の板状礫は、宮坂の実測図、及び『尖石』（1957年）の写真図版に見える炉西辺に据えられた炉石とみられる。調査終了後に炉内に投げ込んだとの所見から、その状態を記録して取り上げた。新たに確認したP₈は貼床された浅い穴である。底面がうっすらと焼けており、ここで生じた焼土址と考えられる。崩落した南壁直下の周溝内から小さなピットを確認した。

本址の再発掘は、斜面の崩落に伴うき損状態を確認し、住居址を適正に保存することを目的に行ったものである。そのため、住居拡張前の周溝埋土は掘り上げないこととし、主柱穴等（P₁～P₅）に残存する埋土を掘り上げ、炉址内に遺存する炉石を取り上げる程度の現状変更にとどめている。

（5）新たに確認した遺構

①住居址

第222号住居址

調査区西側の南西方向に緩やかに傾斜する地点から確認された。西に第627号（与2土-R1）土坑が重複し、東に第117号（与4号-S22）住居址が近接する。

平面形状は南西がやや張り出す不整円形である。この張り出し部に住居の出入口があったと考えられる。

西に重複する第627号（与2土-R1）土坑との新旧関係を確認するため、東西方向に土層断面を設定した。平面での検出状態によれば、本址が土坑に掘り込まれたように見えたが、土層断面を観察したところ、土坑の埋土を掘り込んで床（貼床）が構築されていた。また、土層断面によると、本址の埋土は壁側から中央に向かって黒みを増しながら埋没した状態を示しており、平面（検出面）においても土層断面に対応する色調の異なる埋土の堆積が確認されている。このような埋土の堆積状況からみて、自然堆積による埋没と考えられる。

本址は地山への掘り込みが浅い住居址である。そのため、残存する壁は総じて低く、東壁が15cm、南壁が5cmを測る。壁の直下に幅15～20cmの周溝が1条めぐり、張り出し部の周溝内に長さ45cm程の小穴（ピット）とみられる落ち込みが確認された。周溝はプランの確認にとどめたために、深さ等の詳細は不明である。

床は出入口付近がローム漸移層、他はローム層に設けられている。小さな凹凸があるものの、面としては

平らである。全体が踏み固められた硬い床で、炉址の周辺が特に硬い。

住居址南側の壁際から、主軸線に直交する2ヶ所の支柱穴、P₁とP₂を確認した。これに対応する2ヶ所の支柱穴が、未調査の北側に存在するのであろうか。当地域の中期後葉期の住居址に、奥壁側の主軸線上に1ヶ所、出入口側に主軸線に直交する2ヶ所の支柱穴をもつものがあり、小形の住居址に多く見られるようである。本址は直径が4m弱の比較的小形の住居址であるため、3ヶ所の支柱穴からなる住居址の可能性もある。2ヶ所の支柱穴に、幅10~15cmの柱の痕跡（柱痕）が認められた。炉址の東に、貼床されたピットとみられる箇所がある。掘り下げていないため、ピットとなるかを含め詳細は不明である。

炉址は住居址中央からやや奥壁寄りにある。大半が未調査の範囲にあり、隅丸方形又は隅丸長方形の掘方の一部を確認したに過ぎない。床から10cm程度掘り下げて平坦面を作り出し、その内側を15cm以上掘り窪める形状であること、土層断面から炉石とみられる被熱した大形礫が出土したことから、石囲炉であった可能性が高い。炉底に焼土が認められないため、きれいに掻き出された可能性があるが、未調査の北側に遺存する可能性も残されている。なお、掘方の埋土にも焼土はほとんど含まれていなかった。

炉址のすぐ南に、床で火が焚かれ生じた焼土址がある。検出した当初、古い炉址に伴う焼土址と考えていたが、支柱穴や周溝に住居の拡張を示す痕跡がないことから、その可能性は低いと考えられる。

炉址掘方の埋土から、本址の帰属時期を決定した大形土器片が出土した（第18図1）。この土器を含め、埋土から土器片が約30点、黒曜石剥片等14点出土した。

時期決定資料から、縄文時代中期後葉前半曾利Ⅱ式期2に帰属する住居址と考えられる。住居址の平面形状と住居の構造も、時期決定資料から導き出した帰属時期と矛盾しない。

②土坑

今回の調査によって、新たに第626号（与1土-R1）土坑から第635号（与4土-R1）土坑の10ヶ所を確認した。規模、構造等の詳細については、付編第2表の「尖石遺跡周辺土坑属性一覧」に譲るが、大別すると落とし穴と考えられるものが4ヶ所、柱の跡が確認されたものが2ヶ所ある。その他の4ヶ所は、平面形状が円形、不整円形又は台形状を呈し、断面形状が皿状又はタライ状とさまざま、埋土も自然堆積とみられるもの、或いは埋め戻された可能性があるものと多様である。

落とし穴と考えられる土坑

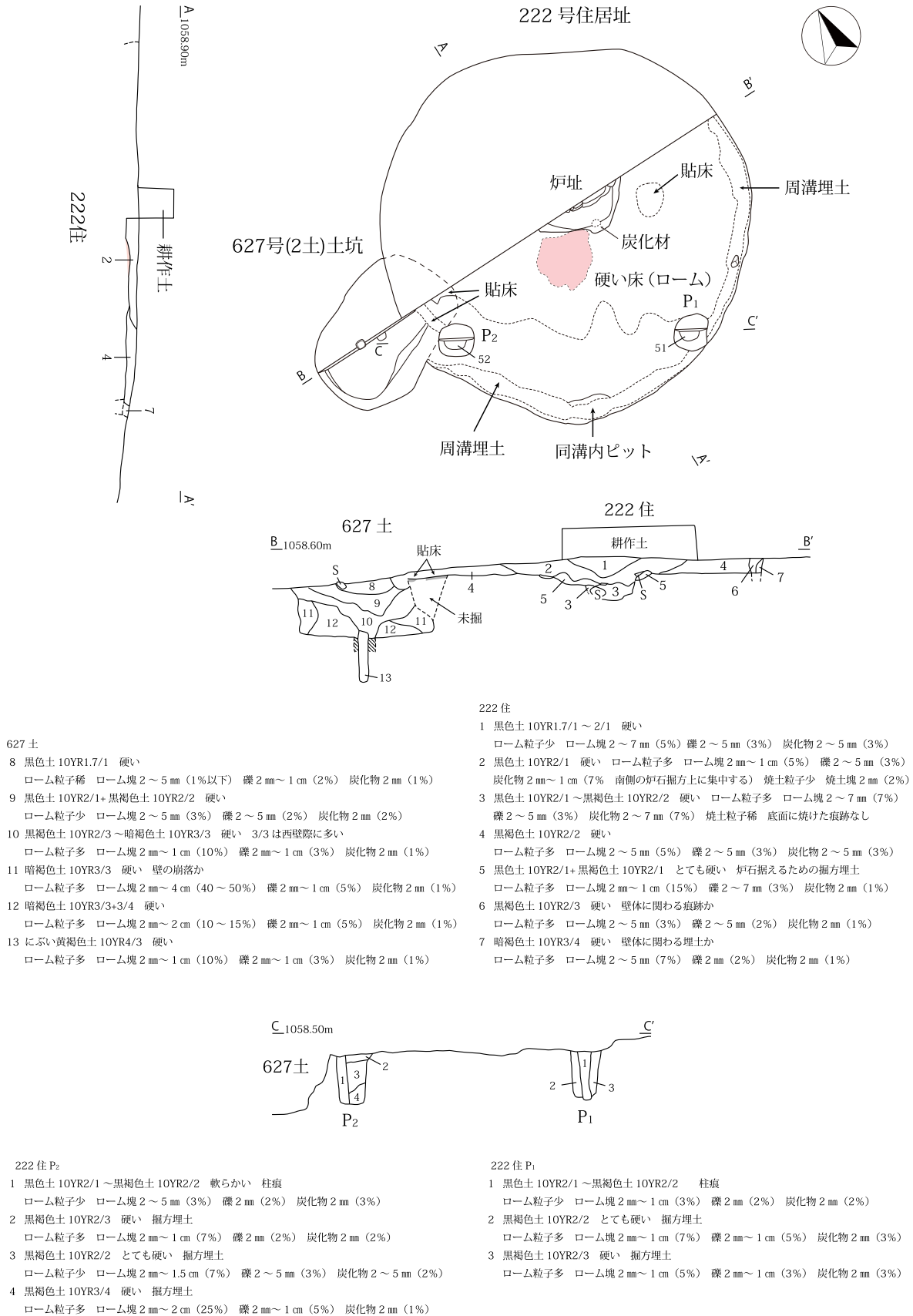
本史跡から初めて落とし穴が確認された。いずれも調査区西側にあり、長軸方向が等高線に直交するように構築されている。

4ヶ所の落とし穴は、平面（上面・底面）形状、断面形状、大きさ、深さ、底部施設の違いにより、A群とB群に分けることができる。

A群は、第626号（与1土-R1）土坑と第629号（与4土-R1）土坑である。楕円形を呈する底面から、そのまま中段に立ち上がり、そこから短軸方向に大きく開いて検出面にいたる。そのため、平面形状は円形に近い楕円形となり、断面形状は漏斗のような形状となる。共にローム層をしっかりと掘り込み構築され、底面中央に太い筒状の坑底ピットが1つある。

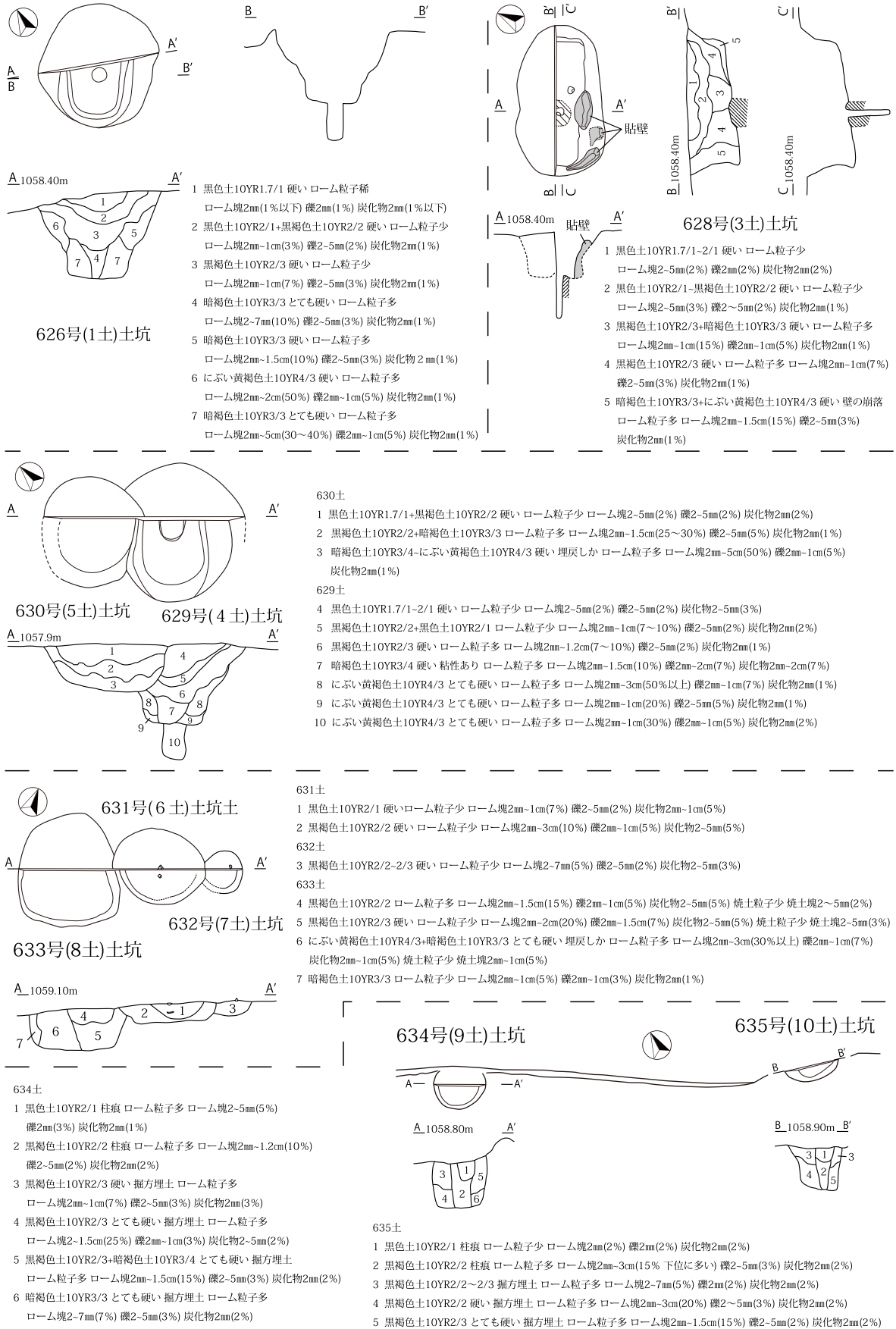
B群は、第627号（与2土-R1）土坑と628号（与3土-R1）土坑である。上面形状と底面形状は楕円形を呈し、所々に中段を認める。ローム層をしっかりと掘り込み構築され、底面中央に細長い坑底ピットが1つある。B群で注目されるのは、長軸壁面が内側に向かって張り出すようにつくられることである。第627号（与2土-R1）土坑はロームを削り出し、中央部を張り出させているが、第628号（与3土-R1）土坑はロームの貼り付けによる「貼壁」で張り出しがつくられる。方法は異なるが、どちらも長軸壁面間の間隔を狭小

第4章 国特別史跡の整備と調査

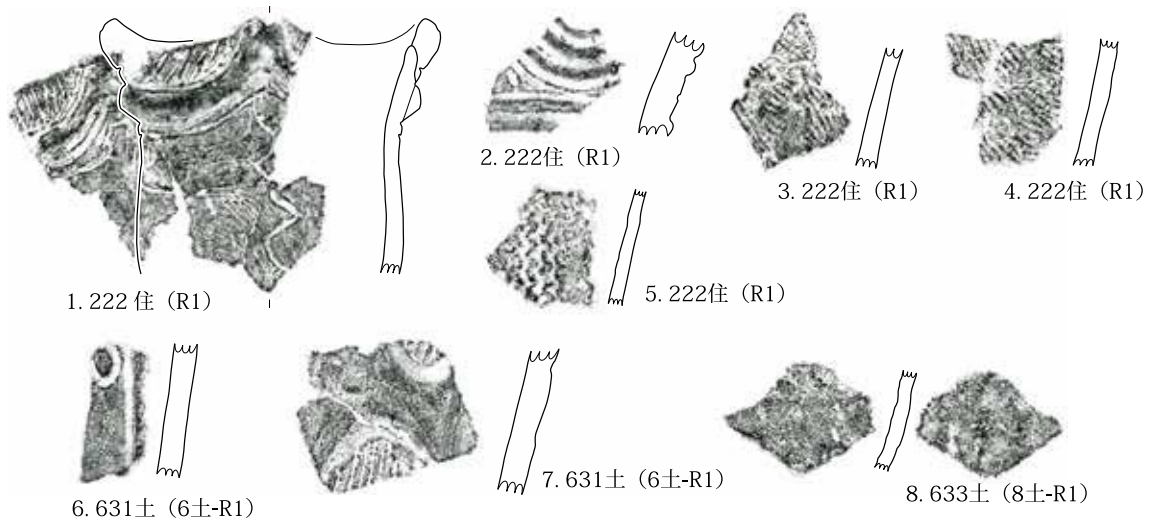


第16図 第222号住居址・627号土坑 (1/60)

第3節 平成2年以降の特別史跡尖石遺跡の試掘調査とその成果



第17図 626・628・629・630・631・632・633・634・635号土坑 (1/60)



第18図 第222号住居址・周辺土坑出土土器 (1/3)

化するための造作と考えられる。なお、「貼壁」については、本節(6)確認調査の成果と課題の中に記している。

落とし穴から土器等の遺物は出土しなかった。そのため、時期は不明だが、第627号(与2土-R1)土坑は第222号住居址に掘り込まれているため、縄文時代中期後葉以前に構築されたこととなる。

柱の跡が確認された土坑

第634号(与9土-R1)土坑と第635号(与10土-R1)土坑の2ヶ所で、崩落した斜面の東側にある。共に平面形状が円形又は不整円形とみられ、直径が50~60cm、断面形状が筒状で、土層断面に幅20~25cmの黒色土又は黒褐色土の柱の痕跡が認められた。形状、大きさ、埋土が類似するため、同時に存在し、遺構を構成する可能性がある。柱穴どうしの間隔が3.7mで、隣地に複数の住居址が分布することを考え合わせれば、竪穴住居の主柱穴と考えてよいかもしれない。

その他の土坑

第630号(与5土-R1)土坑、第631号(与6土-R1)土坑、第632号(与7土-R1)土坑、第633号(与8土-R1)土坑の4ヶ所である。

第630号(与5土-R1)土坑は、崩落した斜面にかかり確認された土坑である。東に重複する第629号(与4土-R1)土坑と共にローム漸移層より高い面で確認した。遺構の存在は確認できたが、土坑が重複することも影響し、平面プランがしっかり捉えられなかった。また、埋土(第3層)と地山の色調が酷似するため、土坑の西半分と底面を掘り過ぎてしまった。それでも、土層断面と未調査部分の形状から、直径が約1.1m、平面形状が円形の土坑と確認された。埋土は、一見、自然堆積を思わせるが、ローム塊を大量に含む第3層は埋め戻しとみられ、第2層も埋め戻しの可能性がある。遺物は出土せず、時期は不明であるが、重複する第629号(与4土-R1)土坑の埋土を掘り込み構築されている。

第631号(与6土-R1)土坑~第633号(与8土-R1)土坑は、第115号(与2号-S21)住居址の北にある。検出時の所見によると、ローム塊を大量に含む黒褐・暗褐色土(第633号土坑埋土)と、ローム塊の少ない黒・黒褐色土(第631号土坑埋土、第632号土坑埋土)が一体となり、「ロームマウンド(倒木痕)」のような自然の穴になるものと考えられた。調査の結果、3ヶ所の土坑が東西に連なり重複していた。

中央にある第631号（与6土-R1）土坑が、第632号（与7土-R1）土坑と第633号（与8土-R1）土坑を掘り込んでいる。第1層から中期後葉曾利Ⅲ～Ⅳ式の土器片（第18図7）が出土した。このことから、与助尾根遺跡につくられた縄文集落に伴う土坑と考えられる。

第633号（与8土-R1）土坑は、角の丸い台形のような平面形状である。底面と壁面の境が明瞭で、壁は直立に近い。そのため、断面形状はタライのような形状となる。埋土にローム塊を大量に含み、焼土粒子と焼土塊を含んでいる。また、炭化物の含有量も多い。さらに、埋土の大半を占める第5・6層は、移植ごてを撥ね返すほど硬く締まっている。埋土の色調、含有物、硬さからみて、本址は埋め戻された可能性が高い。本址の性格が気になるところであるが、土坑の形態と埋土の状態からみれば、墓坑と考えたくなる。仮に与助尾根遺跡の縄文集落（中期後葉集落）に伴う墓坑とすれば、住居域にかなり近い場所につくられたこととなる。なお、底面付近から縄文時代早期末葉～前期初頭とみられる東海系の土器片が1点（第18図8）、埋土から絡条体圧痕文の土器片が1点出土した。そのため、土坑の時期と性格については、慎重に考える必要がある。

（6）確認調査の成果と課題

①既往調査住居址の再発掘

き損が確実視され、住居址全体に及ぶ崩落が危惧された第117号（与4号-S22）住居址は、南壁（出入口）と直下にめぐる周溝の一部が失われた程度で、宮坂が発掘した当時の状態をほぼとどめていることが確認された。また、崩落懸念された第115号（与2号-S21）住居址は、事前調査の所見に反し、昭和20年代に宮坂らが作成した「与助尾根遺跡発掘堅穴住居址分布図」（以下、住居址分布図）（文献：6b）に図化されたとおり、斜面から北に離れた場所から検出され、埋め戻された状態のまま保存されていた。

このように、既往調査住居址の再発掘によって、遺構のき損状態と保存状態が面的に確認され、図面と写真により記録された。崩落した斜面とそこに露出した遺構を保護（保存）するための準備が整い、確認調査の主たる目的を果たすことができた。こうした成果に加え、第117号（与4号-S22）住居址では、住居の拡張に伴う柱の建替えと周溝の掘り直しの痕跡を認め、与助尾根遺跡の縄文集落に関わる新たな知見を得ることができた。

本報告書の作成にあたり、再発掘した住居址の位置を「住居址分布図」と照合する作業を行った。「住居址分布図」に示された方位に若干のずれがあり、その影響で住居址の平面形状や支柱穴等の位置関係にずれが生じたが、それでも今回作成した実測図と概ね整合するものであった。こうした作業を通し、「住居址分布図」が確かな測量技術によって作成されたものと確認された。このことも再発掘における大きな成果であろう。

今後、宮坂らが作成した「住居址分布図」等の図面と照合を行う場合、今回の確認調査のように広い範囲を対象に再発掘を行い、複数の住居址の平面プランを図化する必要がある。

戦前、宮坂は尖石遺跡で炉址を多数発掘したが、その位置が明確でないものが多くある。史跡を適正に保護するため、また、宮坂資料の価値を高めるために、本年度に着手した史跡の再整備事業に絡めるなど機会を捉え、再発掘を実施したいと考えている。

②新たに発見した遺構

再発掘に伴い、縄文時代の住居址1ヶ所と土坑10ヶ所を新たに確認した。住居址は時期が特定され、土坑は時期に加え性格を推定できたものがある。これらの遺構は、与助尾根遺跡につくられた縄文集落の範囲（広がり）と構成、集落形成以前の土地利用の解明に欠くことのできない資料であると同時に、本史跡を適

第4章 国特別史跡の整備と調査

正に保存するうえで重要な資料となるものである。

竪穴住居址 第6章に記したように、与助尾根遺跡の中期後葉集落は、尾根南縁の第137号（与24号-S27）住居址と第178号（与遺27-H10）住居址の間にある尾根の頂部から谷へ向かう浅谷状の地形を境に、東集落と西集落に分けられる。住居址と土坑の分布状態から、それぞれ環状構造の集落で、これらが東西に連なり双環状集落を形成する（第23・91図）。

東集落は、平成10年の試掘調査で、新たに確認された住居址が加えられたことで、北東に開口する環状（馬蹄形）集落と確認された。住居址は尾根の南縁で密に、北で薄く、中央広場となる尾根の頂部を中心として分布する。中央広場からは、柱穴状の土坑を中心に、墓坑と思しき土坑が確認されており、環状集落の構造が明らかになりつつある。これに対し、西集落とした環状集落は、東集落にくらべ住居址の数がかなり少なく、規模が小さい。そのうえ中央広場の範囲も狭く、構造に不明な点が多い。

今回の確認調査は、き損が確認された第117号（与4号-S22）住居址の現状確認、周辺に保存されている既往調査住居址の位置確認、及び斜面に露出した土坑の記録作成が主な目的とされたが、与助尾根遺跡の西端部における遺構の再確認という目的を持ち合わせていた。平成10年の試掘調査の結果から、与助尾根遺跡につくられた住居址の西端、つまり西集落の西端が第117号（与4号-S22）住居址とされたように、西集落の実態解明につながる新たな資料が得られるのではないかと期待して調査に着手した。

調査の結果、第117号（与4号-S22）住居址の西から新たに第222号住居址が確認された。この住居址は、遺跡のある尾根に集落がつくられはじめた頃の中期後葉曾利Ⅱ式期に帰属するものである。これが与助尾根遺跡につくられた住居址の西端となり、距離にして僅か4～5mであるが、西集落が西へ拡大することとなった。

そこで、この成果をふまえ、西集落と共に双環状集落を形成する東集落の住居址分布と地形の関係性に着目し、西集落の範囲と構造を考えてみたい。

東集落の住居址は、尾根の南縁に沿って東西方向に密に分布するが、中でも西集落との境となる浅谷状に窪む地形付近に濃密に分布する。尾根の南縁に浅谷が入ることによって、その両側が谷へ向かってテラス状に大きく張り出した形状となり、変化のある小地形が形づくられる。東集落はこの小地形を強く意識してつくられたように思われる。

このような視点から西集落の住居址を見ると、やはり浅谷状の地形付近に複数の住居址があり、そこから西へ続く崩落した斜面にかかるように住居址が濃密に分布する。東集落と同様に、これまで尾根の南縁に住居址が密に分布する状態が目されてきたが、新たに発見した第222号住居址が加わったことで、さらに密度を増し、住居址の偏在がより鮮明となった。

先述したように、確認調査を行った尾根の南斜面は、中・近世の開田に伴い掻き崩された人工の崖（後に斜面が崩落）で、縄文時代の地形は失われている。そのため、縄文時代の南斜面が谷へ向かって張り出した地形であったとする確証は示せないが、浅谷状の地形から崩落した斜面までの形状と等高線を考え合わせるならば、ちょうど確認調査を行ったあたりに、大きく張り出した地形が復元できる。ここに、き損した第117号（与4号-S22）住居址や新発見の第222号住居址等の中期後葉期の住居址が複数分布し、時期は異なるものの中期初頭の第115号（与2号-S21）住居址も位置している。ここから住居址の支柱穴となる可能性がある、第634号（与9土-R1）土坑と第635号（与10土-R1）土坑が確認されている。

確認調査を行った場所に住居址が濃密に分布する状態は、東集落が選地する尾根の南縁にある張り出し部の住居址分布状態とよく似ており、こうした点からみても、縄文時代に西集落が選地する尾根の南縁が谷へ

向かって大きく張り出していたと考えられる(註:2)(文献:7)。

以上から、西集落は選地と住居構築の両面において、東集落と同じような考え方により形成されたのではないだろうか。この指摘が正しければ、新たに確認した第222号住居址の西側及び北側から、複数の住居址が尾根の頂部を囲むように確認される可能性がある。また、第115号(与2号-S21)住居址の北にある曾利Ⅲ～Ⅳ式期の土器片を伴う第631号(与6号-R1)土坑が、他の土坑と土坑群を形成する可能性もある。その場合、尾根の頂部付近が中央広場となろう。

今後の確認調査の結果によって、第91図に提示した西集落の範囲と中央広場の位置を見直す必要があるかもしれない。ただし、与助尾根遺跡の中期後葉集落を、浅谷状の窪む地形を境に、東西の2つの環状集落から形成される双環状集落とする見方を変える必要性はないと考える。

土坑(落し穴) 今回の調査によって、史跡指定地内から初めて落し穴が確認された。旧考古館(尖石考古館)の建設に伴い、昭和53年に行われた与助尾根南遺跡の発掘調査で、落し穴と考えられる土坑が2ヶ所見つかかり、縄文時代の人々が本史跡周辺を狩猟の場に利用していたことが明らかにされていた(文献:8)。

与助尾根南遺跡の落し穴は時期が特定されていないが、その1つが縄文時代中期後葉の住居址に掘り込まれた状態で見つかった。また、落し穴の周辺から縄文時代早期前半の土器片が出土し、発掘調査が行われた当時、周辺地域から発見された落し穴の多くが早期後半に位置づけられていることを考え合わせ、縄文時代でも古い時期の落し穴とされている。

今回、確認した4ヶ所の落し穴で時期がわかるものはない。第627号(与2土-R1)土坑が第222号住居址と重複関係にあり、中期後葉以前の落し穴と判明したが、それでも時期の下限が把握されたに過ぎない。

当地域では、これまでに900ヶ所余りの落し穴が発掘され、そうした豊富な資料をもとに先学が落し穴の研究を行ってきた。その中で、他地域の落し穴の研究成果を援用し、形態による分類が行われ、形態の違いを時期差とする前提で、他の遺構との重複関係や坑内に残る木材の年代測定の結果が加えられ、当地域における落し穴の変遷と時間的な位置が示されていた(文献:9・10・11)。

それらの成果を概括的に記すと、①円形で掘方は深く、大形で、坑底ピットがない、又は坑底ピットが1つある → ②楕円形で小形、底面中央に坑底ピットが1つある → ③長楕円形で大形、底面に坑底ピットが複数ある → ④隅丸長方形で小形、底面中央に坑底ピットが1つある、というように形態が変遷し、①と②が早期後半(末)以前、③が中期初頭以前、④が中期後葉以降、に位置づけられるとされる。

こうした成果に、本史跡の落し穴を当てはめてみると、A群、B群とも②に帰属する。したがって、時期が早期後半(末)以前となり、先述した与助尾根南遺跡の落し穴の年代観と概ね一致することとなる。なお、A群とB群は形態に違いがあるため、両者には時期差があると考えられる。

落し穴の配列についても、他地域の研究成果を援用し、形態、長軸方向、構築場所及び位置関係を考え合わせた研究が行われている。単独と考えられるもの、複数の配列するものがあるとされるが、本史跡の場合、A群とB群の2つの落し穴列が、時期を違えて構築されたことが考えられる。

A群は尾根の南縁に構築され、東西に並ぶ可能性が高い。人為的な斜面の改変や後の崩落によって、失われてしまったものがあるように思われる。B群は尾根を横断するように一列に並び、北西に延びる可能性がある。このような状況からみて、与助尾根遺跡のある尾根に集落がつくられる前に、尾根の先端(西端)付近に狩猟域が形成され、繰り返し狩猟が行われていたと考えられる。

雑木林が広がり、湧水点や湿地帯が形成された本史跡とその周辺は、獣の生息域に適した場所であったと想像され、縄文時代の人々にとって恰好の狩猟の場であったと思われる。

第4章 国特別史跡の整備と調査

今でも台地（尾根）と谷を横断するシカの「けものみち」が斜面などに数条認められるが、確認した落とし穴列は、このような「けものみち」を意識して設けられたものなのであろう。

最後に、第628号（与3土-R1）土坑で確認した「貼壁」について記しておく。

「貼壁」の呼称は、管見によれば、平成8年に長野県諏訪郡原村の芝原尾根遺跡から発掘された落とし穴に対し、はじめて使用されたものである（文献:12）。同年に長野県埋蔵文化財センターが調査を行い、平成17年に刊行した茅野市の笹原上第1・第2遺跡の報告において、硬く締まったロームが長軸の両壁面下部に壁体をなすように平行して直立し、坑底ピットを覆うことなく堆積する等の知見がまとめられ、長軸壁面の幅を狭め、穴に落ちた四肢の長い獣の動きを封じるための人為的な構築物の可能性が高い、とする見解が示された（文献:10）。

上記に「貼壁」の概要を記したが、続いて第628号（与3土-R1）土坑で確認した「貼壁」の検出状況等を記す。

第628号（与3土-R1）土坑の「貼壁」は、長軸壁面（南壁）の中央から西側に確認されたが、中央が最も残りがよい。長さが高さが40cm、最大幅（厚）が20cmを測るロームが、底面と壁面に密着して直立する。ベテランの作業員が「もう掘れない」と判断したほど硬く、地山に酷似する純ロームであった。この「貼壁」は西へ続いていたが、ローム以外は掘り上げてしまい、壁といえない状態で点在する。また、東にも続いていたようで、中央から東側の長軸壁面に硬く締まったロームが堆積していたが、中央にある純ロームに近いものでなかったために、掘り上げてしまったとのことである。こうした証言から長軸壁面全体にあったのであろう。

最も西にある「貼壁」の一部が、短軸壁面（西壁）にかかり検出されている。この状態からみて、短軸の壁面全体に「貼壁」があったと考えることもできる。しかし、短軸壁面と土層断面の交点付近に「貼壁」はなく、東側でも同様であるため、短軸壁面に「貼壁」は存在しなかったと判断される。

第628号（与3土-R1）土坑の「貼壁」が、笹原上第1・第2遺跡等で確認された「貼壁」と同じものなのか、今となっては比較、検討できないが、写真図版を見る限り、検出状態がよく似ている。また、先述した「貼壁」の要件を満たしていることから、「貼壁」と考えてよいと思われる。

しかしながら、「貼壁」の機能は説明できるものの、幅の狭い穴の壁に可塑性が高いといえないロームをどうやって貼り付けたのか、その構築方法を十分に説明することができない。また、本史跡をはじめ、先述した茅野市と原村の遺跡は標高が1000mを超える場所に所在しており、冬期の凍結と解凍の繰り返しによって、自然崩落した壁（ローム）の可能性も否定できない。

落とし穴のような楕円形状の土坑の調査は、長軸方向に土層断面を設け掘り下げる場合が多い。そのために、長軸壁面だけにある「貼壁」に気づくことなく、掘り上げられてしまったのではないだろうか。すべてではないにしても、落とし穴の調査は短軸方向から始める必要性を感じた。また、「貼壁」が壁の崩落か否かを明らかにするために、より高い地面で落とし穴を検出する必要があるだろう。そして、先入観を持たず、客観的な視点による詳細な観察が必要と思われる。

3. 保存目的のための谷部の確認調査

崩落した与助尾根遺跡のある尾根の南斜面を保護するため、崩落した斜面に1/2の勾配で盛土を行い、斜面の裾を流れる堰（用水路）を谷部の中央部に付替えることが文化庁との協議で確認されている。これを受け、史跡を適正に保存するための環境整備事業として、令和4年度以降に工事を実施することとなった。

尖石遺跡と与助尾根遺跡の間にある谷部は、両遺跡に集落を構えた縄文時代の人々の水場とされる重要な場所で、平成5年に与助尾根遺跡のある尾根と共に追加指定を受けた。また、平成7年に史跡整備に向けて、縄文時代の古環境を復元するための基礎資料を得る目的で、試掘調査が行われている（第5章7節）。

令和4年度以降に実施予定の工事は、その一部が谷部にかかり行われる。また、平成7年にトレンチ調査が行われていない場所に工事が及ぶため、この未調査の範囲を対象に、工事に先立ち、確認調査を行うよう文化庁から指導を受けた。確認調査は平成7年の試掘調査の結果をふまえ、谷部の埋没状況の確認を主な目的として行うこととし、未調査の範囲に谷部を横断する幅約1.5m、長さ約30mのトレンチを2ヶ所設定し、令和3年度に実施することを文化庁と確認した。

確認調査は、令和3年10月に開始した。計画では2ヶ所のトレンチを調査する予定でいたが、東側に設定したトレンチの調査が進むにしたがい、複雑な土層の堆積状況が明らかとなり、加工痕のある木材や摩滅度の低い縄文時代中期の土器片等が出土するなど、予想外の展開となり、西側トレンチの調査は見送ることにした。出水は予想していたが、集中豪雨の後には、数日間調査ができない状態となり、作業が思うように進められない場面も少なくなかった。そして、トレンチ調査という狭くて長い限られた範囲の調査であったことが、作業をさらに困難なものとした。

12月の末に調査が終了したことから、詳細な報告はできないが、調査の概況を以下にまとめた。

- ・谷部に概ね3条の流路が確認された。これらの流路は複数回にわたる礫等の流入と堆積によって、埋没した状態であった。また、谷部の埋没後、上層は水田の作土に利用されていることが把握された。
- ・谷部下層の礫層等から、摩耗や摩滅をほとんど受けていない縄文時代中期中葉、中期後葉前半と終末の土器の破片や、磨製石斧と打製石斧の破損品、凹石、黒曜石の剥片等が出土した。また、自然木や加工痕のある木材に加え、種実（オニグルミ・ナラ）が出土した。
- ・谷底に八ヶ岳火砕流の下層に堆積する白色粘土層が露出し、その面に土坑の可能性のある窪みを複数ヶ所確認した。

今回の谷部の調査によって、台地（尾根）上では知り得ない生業や古環境に関するさまざまな情報を得ることができた。しかし、土坑とみられる窪みや加工痕のある木材が、本史跡の縄文時代中期集落に対応するものであるのか、また、縄文時代中期の堆積層が残存するのかなど、明らかにしなければならない根本的な課題が残された。土層の整理、土層と遺構・遺物の関係、並びに遺構と遺物の基礎的な調査を行い、これらの成果と有機質遺物の年代測定の結果を擦り合わせるなどして、まず、遺構、遺物、土層の時間的な位置を明らかにする必要があるだろう。後日、確認調査の結果と成果等をまとめた報告書を刊行する予定である。

（小池岳史）

注 釈

（註:1）平成10年調査者小林深志は調査報告の中で「（前略）また、南西隅の調査区では遺構が確認されず、既に調査が行われている3・4号住居址が遺構分布の西端であることを確認することができた。」と確認調査の結果から第3・4号住居址と与助尾根遺跡集落の西端限界と捉えている。

（註:2）平成5年調査者小林深志は調査報告の中で、尖石遺跡北尾根の北斜面に近いところから、複数の住居址が見つかったことを根拠に、「（前略）本遺跡と与助尾根遺跡との間の谷は現在よりもかなり浅く、斜面も緩やかであったのではないかと考えられる」として、縄文時代の北斜面を復元している。与助尾根遺跡南斜面の旧地形、縄文集落と谷部の関係を考えるうえで重要な指摘である。

第4章 国特別史跡の整備と調査

参考引用文献

- (文献:1a) 茅野市教育委員会 昭和55(1980)年2月『与助尾根南遺跡』
- (文献:1b) 鶴飼幸雄 昭和55(1980)年2月「第V章調査の成果と課題 第4節中期後半の集落について」『与助尾根南遺跡』茅野市教育委員会 69頁
- (文献:2a) 茅野市教育委員会 平成6(1994)年3月『与助尾根南遺跡—埋蔵文化財調査センター(仮称)建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書—』
- (文献:2b) 小林深志 平成6(1994)年3月「第III章まとめ」『与助尾根南遺跡—埋蔵文化財調査センター(仮称)建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書—』茅野市教育委員会 13頁
- (文献:3) 宮坂虎次 昭和61(1986)年3月「第二章縄文時代 第二節八ヶ岳西南麓の遺跡 60 竜神平下遺跡」『茅野市史 上巻 原始古代』茅野市 359・360頁
- (文献:4) 小林健治 平成10(1998)年3月「(2) 検出された遺構・遺物」『竜神平下遺跡—(株)三井の森依頼による遺跡確認調査報告—』茅野市教育委員会 3頁
- (文献:5) 小林深志 平成11(1999)年3月「第4章 まとめ 遺構の検出について」『特別史跡尖石遺跡—平成10年度記念物保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書—』茅野市教育委員会 27頁
- (文献:6a) 宮坂英弐 昭和32(1957)年12月「与助尾根遺跡発掘住居址細目集成」『尖石』茅野町教育委員会 251頁
- (文献:6b) 宮坂英弐 昭和32(1957)年12月「与助尾根遺跡発掘竪穴住居址分布図」『尖石』茅野町教育委員会 140頁
- (文献:7) 小林深志 平成6(1994)年3月「第IV章まとめ 第1節調査の成果」『尖石遺跡—保存整備事業に係る試掘調査報告書—』茅野市教育委員会 19頁
- (文献:8) 鶴飼幸雄 昭和55(1980)年2月「第V章 調査の成果と課題 第1節 小竪穴について」『与助尾根南遺跡』茅野市教育委員会 58—60頁
- (文献:9) 河西克造 平成14(2002)年2月「第8章 成果と課題 第3節 陥し穴について」『馬捨場遺跡 広域営農団地農道整備事業八ヶ岳地区埋蔵文化財発掘調査報告書—茅野市—』長野県埋蔵文化財センター 173—180頁
- (文献:10) 桜井秀雄 平成17(2005)年1月「第4章 成果と課題」『笹原上第1遺跡 笹原上第2遺跡 県営蓼科ダム埋蔵文化財発掘調査報告書—茅野市—』長野県埋蔵文化財センター 72—86頁
- (文献:11) 守矢昌文 平成18(2006)年3月「八ヶ岳西南麓・霧ヶ峰南麓における縄文時代の落とし穴について」『新尖石縄文考古館 開館5周年記念 考古論文集』茅野市尖石縄文考古館 109—120頁
- (文献:12) 澤谷昌英ほか 平成9(1997)年3月「VII まとめ2 落とし穴について」『芝原尾根遺跡(第1・2次発掘調査)—平成7・8年度県営担い手育成基盤整備事業深山地区に先立つ緊急発掘調査報告書—』長野県原村教育委員会 71—72頁